

**長野県長野建設事務所告示第1号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成27年4月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般的の縦覧に供します。

平成27年3月26日

長野県長野建設事務所長 小林睦夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 戸隠篠ノ井線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市篠ノ井布施五明3462番地先から 長野市篠ノ井布施五明213番の8地先まで	旧	m 7.0~8.6	km 0.2012
同上	新	10.5~12.9	0.2012

道路管理課

**長野県長野建設事務所告示第2号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成27年4月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般的の縦覧に供します。

平成27年3月26日

長野県長野建設事務所長 小林睦夫

- 1 路線名 戸隠篠ノ井線
- 2 供用を開始する区間  
長野市篠ノ井布施五明3462番地先から  
長野市篠ノ井布施五明213番の8地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成27年3月29日

道路管理課

**長野県人事委員会告示第1号**

平成17年長野県人事委員会告示第2号（長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日以後に合格を発表する試験に係る記録情報から適用します。

平成27年3月26日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

表の長野県職員採用上級試験（大学卒業程度）の項中「長野県職員採用上級試験」を「長野県職員採用試験」に、「専門試験の点数」を「専門試験（行政Bにあっては、自己アピール試験）の点数並びに英語試験の加算点」に改め、同表の長野県職員採用中級試験（短大卒業程度）の項中「長野県職員採用中級試験」を「長野県職員採

用試験」に改め、同表の長野県職員採用初級試験（高校卒業程度）の項中「長野県職員採用初級試験」を「長野県職員採用試験」に改め、長野県警察職員採用上級試験（大学卒業程度）の項中「長野県警察職員採用上級試験」を「長野県警察職員採用試験」に改め、同表の長野県警察職員採用初級試験（高校卒業程度）の項中「長野県警察職員採用初級試験」を「長野県警察職員採用試験」に改め、同表の長野県市町村立小中学校栄養職員採用試験の項を削り、同表の長野県市町村立小中学校事務職員採用試験の項中

「

同上	同上
----	----

」を

「

第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間	同上
---	----

」に改める。

人事委員会事務局

**公告**

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第2条第1項の規定により、平成27年1月21日付けで次の者を表彰しました。

平成27年3月26日

長野県知事 阿部守一

人命救助功労者  
櫻井聖一  
宮國智識

人事課

**公告**

次のとおり落札者を決定しました。

平成27年3月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 落札に係る役務  
平成27年度長野県庁舎等清掃作業委託
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
  - (1) 名称 長野県総務部財産活用課
  - (2) 所在地 長野県長野市大字南長野字幅下692番地2
- 3 落札者を決定した日  
平成27年3月17日
- 4 落札者の名称及び住所
  - (1) 名称 キヨウワプロテック株式会社
  - (2) 住所 福島県福島市五月町30番20号
- 5 落札金額  
26,568,000円

6 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成27年1月8日

財産活用課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年3月26日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成27年3月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人安心モバイルサポート

3 代表者の氏名

市川 順三

4 主たる事務所の所在地

須坂市墨坂三丁目7番28号

5 定款に記載された目的

この法人は、地域および広く全国において、インターネット・モバイル機器の安全な取扱に関する事業を行い、消費者の保護と健全育成・社会教育に加え、豊かで充実した地域社会づくりに寄与することを目的とする。

県民協働課

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があるので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年3月26日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半ホームエイド松本芳川店

松本市大字野溝西1930ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社綿半ホームエイド

長野市南長池205

3 変更事項

**廃棄物等保管施設の位置及び容量**

番号	変更前	変更後
1	28立方メートル	28立方メートル
2	12立方メートル	12立方メートル
3	17立方メートル	17立方メートル
合計	57立方メートル	57立方メートル

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

4 変更年月日

平成27年11月13日

5 届出年月日

平成27年3月12日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成27年3月26日から平成27年7月27日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12座振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があるので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年3月26日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半ホームエイド松本芳川店

松本市大字野溝西1930ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社綿半ホームエイド

長野市南長池205

3 変更事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)綿半ホームエイド	午前9時30分	午後8時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)綿半ホームエイド	午前9時	午後9時

(2) 来客が駐車場を利用できる時間帯

	変更前	変更後
1	午前9時～午後8時30分	午前8時30分～午後9時30分
2	午前9時～午後8時30分	午前8時30分～午後9時30分

## 4 変更年月日

平成27年4月1日

## 5 届出年月日

平成27年3月12日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成27年3月26日から平成27年7月27日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年3月26日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

庄内ショッピングタウンA街区

松本市庄内土地地区画整理事業地内12街区

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社アップルランド

松本市大字今井7155-28

株式会社綿半ホームエイド

長野市南長池205

株式会社シナノボリ

長野市稻里町田牧1607-5

## 3 変更事項

## (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)アップルランド	午前9時	午前0時
(株)綿半ホームエイド	午前9時30分	午後8時
(株)シナノボリ		24時間
(株)ライトオン	午前9時	午後9時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)アップルランド	午前9時	午前0時
(株)綿半ホームエイド	午前9時	午後9時
(株)シナノボリ		24時間
(株)ライトオン	午前9時	午後9時

## 4 変更年月日

平成27年4月1日

## 5 届出年月日

平成27年3月12日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成27年3月26日から平成27年7月27日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年3月26日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半ホームエイド川中島店

長野市金井田177 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社綿半ホームエイド

長野市南長池205

## 3 変更事項

廃棄物等保管施設の位置及び容量

番号	変更前	変更後
1	36立方メートル	36立方メートル
2	43立方メートル	43立方メートル
合計	79立方メートル	79立方メートル

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

## 4 変更年月日

平成27年11月13日

## 5 届出年月日

平成27年3月12日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成27年3月26日から平成27年7月27日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年3月26日

長野県知事 阿部守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半ホームエイド川中島店

長野市金井田177 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社綿半ホームエイド

長野市南長池205

## 3 変更事項

## (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)綿半ホームエイド	午前10時	午後7時30分

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)綿半ホームエイド	午前9時30分	午後8時

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前9時30分～午後8時	午前9時～午後8時30分
2	午前9時30分～午後8時	午前9時～午後8時30分

## (3) 荷捌施設において荷捌きを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前9時～午後4時	午前7時～午後9時

## 4 変更年月日

平成27年4月19日

## 5 届出年月日

平成27年3月12日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成27年3月26日から平成27年7月27日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年3月26日

長野県知事 阿部守一

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達する役務

長野県景気動向調査（非製造業）業務委託

## (2) 役務の特質

入札説明書によります。

## (3) 履行期間

契約締結日から平成28年3月31日まで

## 2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第122条第1項各号に掲げる事項は、入札説明書に記載のとおりです。

## 3 その他

## (1) 詳細は、入札説明書、契約書（案）及び仕様書によります。

入札説明書、契約書（案）及び仕様書は、次の場所で交付します。

長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課  
電話 026 (235) 7195  
なお、入札説明書、契約書(案)については、次のアドレスからダウンロードすることもできます。  
[http://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sangyo/shokogyo/keiei/keiki\\_nyuusatsu.html](http://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sangyo/shokogyo/keiei/keiki_nyuusatsu.html)

- (2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成27年4月7日(火)午後5時までに(1)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

産業立地・経営支援課

農地整備課

#### 公告

県営日滝原地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成27年3月26日

長野県知事 阿部 守一

1 土地改良事業の名称

県営基幹水利施設ストックマネジメント事業

- 2 工事着手年月日  
平成22年1月22日  
3 工事完了年月日  
平成26年5月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土地改良事業の名称  
県営灌水防除事業  
2 工事着手年月日  
平成21年1月21日  
3 工事完了年月日  
平成26年7月31日

農地整備課

#### 公告

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成26年法律第101号)第18条第1項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成27年3月26日

長野県知事 阿部 守一

1 認可した農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人田原	伊那市東春近2789	伊那市東春近4811-1 ほか673筆
農事組合法人ミナミアグリ	伊那市東春近3712-1	伊那市東春近6419-1 ほか143筆
井上 義信	伊那市東春近3638	伊那市東春近6454ほか17筆
小笠原 直光	伊那市西春近2497-1-204	伊那市東春近5487-2 ほか21筆
丸山 健太	伊那市東春近4361	伊那市東春近4592ほか4筆
酒井 和彦	伊那市東春近3622	伊那市東春近6446ほか25筆
酒井 弘道	伊那市東春近4608	伊那市東春近4734-1 ほか6筆
戸田 洋一	伊那市東春近2303	伊那市東春近6442ほか6筆

農村振興課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年3月26日

長野県知事 阿部守一

**1 入札に付する事項**

## (1) 入札の対象とする保険契約

県管理の国道及び県道並びに県の代行事業区間における道路上の事故の損害賠償に対応するための道路損害賠償責任保険契約

## (2) 保険の内容

ア 種類 道路損害賠償責任保険

イ 保険対象道路 県管理の国道及び県道(平成26年4月1日現在 5159.5km)

県の代行事業区間 (平成27年1月1日現在 9.9km)

ウ 対人賠償限度額 1名につき 1億円

1事故につき 5億円

エ 対物賠償限度額 1事故につき 4,000万円

オ 免責金額 0円

## (3) 保険期間

平成27年4月24日午後4時から平成28年4月24日午後4時まで

## (4) 入札方法

保険料の総額について行います。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格とします。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

次のいずれにも該当する者であることとします。

## (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

## (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

## (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

## (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

## (5) 過去5年以内に国又は地方公共団体との道路損害賠償責任保険の契約実績を有する者であること。

**3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先**

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県建設部道路管理課

電話 026(235)7301

**4 入札手続等**

## (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年4月9日(木) 午後2時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室

## (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成27年4月2日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

**5 その他**

詳細は、入札説明書によります。

道路管理課

**公告**

塩尻市塩尻東土地改良区の役員について、次のように就任退任の届出がありました。

平成27年3月26日

長野県松本地方事務所長 池田秀幸

**理 事****新 任**

氏 名 住 所

久保正人 塩尻市大字旧塩尻756番地

大槻良栄 塩尻市大字柿沢812番地1

二木昭治 塩尻市大字金井188番地

川上今朝弘 塩尻市大字中西条206番地1

飯田正穂 塩尻市大字塩尻町404番地  
保高純夫 塩尻市大字長畠204番地  
大和重信 塩尻市大字桟敷604番地

## 重任

氏名 住 所  
藤井武彦 塩尻市大字塩尻町726番地2  
小松幸平 塩尻市大字上西条569番地  
石川敏幸 塩尻市大字下西城353番地イ

## 退任

氏名 住 所  
米山安清 塩尻市大字旧塩尻985番地  
佐藤明 塩尻市大字柿沢497番地  
武居篤 塩尻市大字金井202番地1  
宮川弘 塩尻市大字中西条182番地  
米窪卓朗 塩尻市大字大小屋108番地  
武居幸男 塩尻市大字長畠196番地  
芦澤俊一 塩尻市大字桟敷471番地

## 監事

新任  
吉江利通 塩尻市大字下西条245番地  
重任  
後藤今朝巳 塩尻市大字柿沢567番地3

## 退任

川窪千俊 塩尻市大字中西条238番地

農地整備課

## 公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を次のとおり指定しました。

平成27年3月26日

長野県佐久地方事務所長 清水 深

## 1 指定道路の種類

建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路

## 2 指定の年月日

平成27年3月19日

## 3 指定道路の位置

佐久穂町のうち別図に示す位置（別図は省略し、長野県佐久地方事務所建築課及び佐久穂町役場に備え置いて縦覧に供します。）

## 4 指定道路の延長及び幅員

別図に記載するとおり

建築住宅課

## 公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、長野県知事、長野県教育委員会及び長野県公安委員会から、平成26年度定期監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありました。

また、監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針について通知がありました。

平成27年3月26日

長野県監査委員 吉澤直亮  
同 田口敏子  
同 上野絃志  
同 垣内基良

## 平成26年度定期監査報告（一般会計・特別会計）

## 【監査の結果（指摘事項）に関する報告に基づく措置（処理状況）の内容】

分類	指摘事項	処理状況	機関名
支出事務	1 その他支出に関する事務処理が適切でないもの		
1件	(1) 警察本部及び警察署の会計課に勤務していた職員によって、平成25年3月及び同年10月から26年6月までの間、偽造した上司の印鑑を会計書類の決裁欄等に押印し、公金を取り扱うという不適正な事務処理が行われていた。	<p>警察本部では、再発防止策として5つの施策を策定し、全所属に警察本部長通達を発出するとともに、臨時県下会計課長等会議を開催し、不適正事案の絶無を期すべくその徹底を図りました。施策概要は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務確認の報告 各所属で行った会計処理の遅滞、支払遅延及び支給漏れなどの状況の確認結果の報告を義務化</li> <li>2 会計経理確認の日 毎月15日を「会計経理確認の日」と定め、各所属で行った各担当者の業務の進捗確認、悩み及び相談等の聴取結果の報告を義務化</li> <li>3 会計書類の編冊方法の改善 書類の作成漏れ防止、確実な書類管理を可能とするために、証拠書類の編冊方法を改善</li> <li>4 会計業務ヘルプデスクの設置 会計職員が悩み、質問、困り事を気軽に相談できるよう専用電話を警察本部会計課内に設置</li> <li>5 身上把握の徹底 従来から行っている職員個人の身上に係る制度内容を再徹底</li> </ol> <p>また、警察本部において、施策実施結果の検証として、ヘルプデスクへ寄せられた相談の記録化をはじめ、業務確認報告、会計経理確認の日などについて、各所属からの月報により、その業務管理の進捗を確認しながら、徹底を図っています。</p>	警察本部

## 平成26年度定期監査報告（一般会計・特別会計）

## 【監査の結果（指導事項）に関する報告に基づく措置（処理状況）の内容】

分類	指導事項	処理状況	機関名
収入事務	1 使用料の算定を誤っていたもの		
9件	(1) 河川占用料について、占用料の算定金額を誤ったため過納が生じ、還付の際に14,100円の還付加算金が生じた。	<p>河川占用料チェックリストを作成し、課長・出納員・係長・事務担当者4名で算定内容のチェックを行い、算定金額に誤りが生じないよう再発防止策の徹底を図りました。</p> <p>平成26年度からは、河川占用許可審査時に、このチェックリストを用い、算定誤りのない適正な事務処理を行っています。</p>	安曇野建設事務所
	(2) 行政財産目的外使用許可に伴う駐車場の使用料について、土地の評価額に100分の6.3を乗じて算定すべきところ、100分の6を乗じて算定したため、837円の徴収不足が生じた。	<p>不足額の837円については追加徴収し、平成26年4月22日県歳入としては正しました。</p> <p>また、収入事務に係る根拠規定と関係書類の再点検を実施するとともに、事務処理については、チェックリストを作成して複数の職員により確実な確認を実施し、使用許可時及び収入事務処理時の二段階のチェックを行い収入事務処理の適正を図ることとしました。</p>	諏訪警察署
	2 調定の時期が適切でないもの		
	(1) 行政財産目的外使用許可に伴う管理経費について、原則として毎月調定の上、徴収すべきところ、平成25年4月分から26年1月分までの管理経費合計671,851円を同年2月18日に調定し、徴収していた。	<p>毎月の調定、徴収を漏れなく行うため、調定予定一覧を毎年度当初に作成し、複数の職員による進捗管理を徹底することとしました。</p>	看護大学
	(2) 行政財産目的外使用許可に伴う管理経費について、毎月調定の上、徴収すべきところ、1年分25,922円をまとめて調定し、さらに納入通知が遅れたために出納閉鎖までに徴収することができず、25,922円が未収金となった。	<p>未収金となった25,922円は、平成26年8月28日に徴収しました。</p> <p>「行政財産目的外使用許可事務取扱」に基づき、管理経費は毎月調定のうえ徴収することを徹底します。</p> <p>管理経費ごとに伺簿を作成し、未調定がないように管理します。</p>	環境保全研究所

	(3) 行政財産目的外使用許可に伴う使用料について、使用期間が翌年度以降にわたる場合は、次年度以降の使用料は4月30日までに徴収すべきところ、5月以降に行っていった。	年度当初に定期的に行われる調定事務のチェックリストを作成しました。また、複数の職員による進捗管理を行い、遅滞なく事務処理を行うようチェック体制を整備しました。	佐久建設事務所
		調定の事務処理について関係法令等を再度確認するとともに、所属で行う調定事務のリスト及び留意事項を作成しました。今後はリストを活用して事務処理に漏れが生じないよう相互のチェックを行い再発防止に努めます。	松本養護学校
<b>3 その他調定等に関する事務処理が適切でないもの</b>			
	行政財産目的外使用許可について、申請書を平成25年3月25日に受理したにもかかわらず、26年1月14日になって許可しているものがあった。	平成26年度は、関係法令に基づき、適正な事務処理を行いました。 行政財産目的外使用許可の事務処理について、関係法令等を再度確認のうえマニュアル及び事務処理日程のわかるリストを作成し、平成26年4月に関係職員で打ち合わせをしました。更新時期には、リストを基に複数の職員で確認を行うことを徹底しました。	波田学院
<b>4 その他収入に関する事務処理が適切でない</b>			
	(1) 県営土地改良事業に係る市町村負担金について、施行通知受理後速やかに市町村に對しその金額を通知し、協議の上、原則として工事着手前までに市町村から負担すべきところ、これらの事務処理を工事着手の5～6か月後に行っているものがあった。	県営土地改良事業に係る地元負担金の徴収については、「長野県営土地改良事業分担金等の徴収事務処理要領（平成24年5月31日付け農整第165号）通知」等に基づき事務処理を行っているところですが、事務処理要領の解釈に誤りがあったため、一部適正を欠く事態を招いてしまいました。 本件に関し農政部農地整備課では、適正な事務処理の徹底を図るため、「分・負担金の徴収事務処理手順」を作成し、現地機関に通知したところです。 今後は、当該徴収事務処理手順及び関係規則に従い、適切かつ迅速に事務処理を行ってまいります。	北信地方事務所農地整備課
	(2) 道路占用料について、督促状を発付すべき滞納者に対して発付していないかったため、延滞金を徴収することができなかつた。	今後は月に2回、日を決めて財務会計システムから出力してリストを作成し、係長及び係員の複数の職員が納入状況をチェックすることとし、進捗管理を適切に行うこととしました。 平成26年度については、督促状を発付し、納付期限までに納付がなかった案件については延滞金を徴収しました。	松本建設事務所
	(3) 河川占用料について、督促状を発付すべき滞納者に対して発付していないかった。	新財務会計システムから定期的に調定状況一覧表を出力し、収入未済の状況を複数職員（担当、係長、課長）によりチェックする体制を整え、適切に事務処理を行ってまいります。なお、平成26年度については、該当者に督促状を発付しました。	北信建設事務所
契約事務 5件	<b>1 契約書又は請書が作成されていないもの</b>		
	(1) 職員宿舎賃人との契約において、教職員宿舎に賃人を入居させるときは、当該賃人との職員宿舎賃貸借契約を締結すべきところ、これを行っていないかった。	平成26年5月16日付けで、当該賃人と職員宿舎賃貸借契約を締結しました。 今後、賃人との委託契約を行う際に、賃貸借契約についても同時にを行うこととし、事務処理に漏れがないように対応します。	南信教育事務所
<b>2 予定価格の設定に関する事務処理が適切でないもの</b>			
	(2) 谷止工設置工事の工事費の積算において、現場管理費と一般管理費の積算方法に誤りが見られた。 【工事等監査】	現在は、「積算ミス等防止対策の充実について」（平成25年12月25日付け25森政号外通知）及び「平成25年度定期監査の結果に関する報告に基づく措置等について」（平成26年2月27日付け25森政第324号通知）に基づき、次のとおり積算ミスの防止対策を行っています。 ① 変更設計時においても監査・審査のクロスチェックを実施 ② 変更設計時も当初設計と同様に、設計書等審査チェックメモを作成 ③ 工事等の発注を担当する係長を取組担当者として、係会でミス事例等の周知	長野地方事務所林務課

## 3 入札手続及び見積書微取に関する事務処理が適切でないもの

(1) 工事請負契約に係る工期については、設計額に応じた標準的な日数を確保すべきところ、その日数を大幅に下回る工期で当初の契約をしているものがあった。いずれも変更契約において標準的な工期を確保していたが、早期に繰越承認を得るか債務負担行為を設定することにより、適切な工期を確保して発注すべきであった。

<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度 防災・安全交付金 (修繕) 補装補修・県単道路橋梁維持 (舗装修繕) 工事 (主) 諏訪白樺湖小諸線立科町白樺 高原 当初契約額：30,922,500円 当初工期：14日 変更契約額：32,551,200円 変更後工期：142日</li> <li>平成25年度県単災害関連河川工事 (一) 本谷川 阿智村 明神橋上他1 当初契約額：18,879,000円 当初工期：9日 変更契約額：19,418,400円 変更後工期：137日</li> </ul>	<p>所請負人等選定委員会において適切な工期設定がされているかを確認するとともに、年度内に必要な工期が確保できない場合には、繰越明許・債務負担行為の設定を行い、適切な工期を確保した上で発注しています。</p>	<p>佐久建設事務所 飯田建設事務所</p>
---	--	----------------------------

<p>(2) 受注希望型入札において、入札を2度実施したが不落となつたため設計変更を行つた。この場合においては、改めて新規の入札に付す必要があったところ、一者見積りによる随意契約としていた。</p>	<p>入札を行うに当たり、入札事務を行う総務課工事事務係と入札の発注を行う課の担当者が入札方法等を相互にチェックすることで適正な入札執行に努めます。</p> <p>また、担当者が異動する際に『受注希望型競争入札の不調案件への対応』のフローチャートを後任者に確実に引き継ぐことで、継続性のある再発防止を行います。</p>	<p>北信建設事務所</p>
---	---	----------------

## 4 その他契約に関する事務処理が適切でないもの

<p>(1) 委託及び建設工事に係る契約保証金について、納付させるべきところ、これを免除していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約保証金免除申請書に記載された実績が過去2年間よりも以前のものだったにもかかわらず、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第143条第3号の規定により免除していた。</li> <li>安曇野庁舎外壁タイル調査業務委託契約 契約額：1,299,000円 契約保証金の額：129,900円</li> <li>増額変更に係る契約保証金の免除について、免除申請書の提出がなかったにもかかわらず免除していた。</li> <li>平成25年度防災・安全交付金（修繕）舗装補修 工事増額変更契約 当初契約額：53,812,500円 変更契約額：61,897,500円 契約保証金の額：808,500円</li> </ul>	<p>該当業務は庁舎管理に係わる業務であり、総務課内の認識不足が招いたものです。</p> <p>このため、課内で財務規則を再認識し、事務処理にあたっては事務担当者と総務係長が二重確認できるチェックリストを作成し、チェック体制を整備しました。</p> <p>また、今後このような事態を招かぬよう、所内会議において全職員に対し、財務規則の遵守を周知徹底しました。</p>	<p>安曇野建設事務所 長野建設事務所</p>
--	---	-----------------------------

支出事務 8件	<p>1 職員手当支給の返納又は追給を要するもの</p> <p>(1) 教員特殊業務手当の支給について、過払い、支給不足のあるものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教員特殊業務手当（特別支援学級等指導業務）について、勤務日数の算定を誤り、1日分600円の過払いとなつた。 (南牧村立南牧中学校) (飯山市立戸狩小学校)</li> </ul>	<p>小中学校に平成26年度の指導事項（口頭指導を含む。）と留意点を通知し、再確認を行うなどの給与事務の適正な執行について依頼しました。 (26年8月)</p> <p>小中学校の事務職員を招集し教育事務所が開催する人事異動等説明会において、小中学校に対し上記通知を用いて再度給与事務の適正な執行について依頼しました。 (27年1月)</p> <p>小中学校の事務職員で構成している団体が編集し、義務教育課で監修している事務処理の手引書である「事務指導書」に各種手当等における留意点のチェックリストを掲載する予定です。 (27年3月)</p>	<p>義務教育課</p>

- 教員特殊業務手当（部活動指導業務）について、業務に従事した日の算定を誤り、1日分2,400円の過払いとなつた。

(野沢温泉村立野沢温泉中学校)

- 教員特殊業務手当（対外運動競技等引率指導関係）について、1泊2日の業務に従事した場合、1日単位で支給することとされているため、本来なら2日分を支給すべきところ、1泊単位で支給するものと誤り算定したため、1日分3,400円の未払いとなつた。

- 教員特殊業務手当（対外運動競技等引率指導関係）について、支給対象外の対外運動競技に支給したため、5件で17,000円の過払いとなつた。

- 教員特殊業務手当（対外運動競技等引率指導関係）について、週休日に1泊2日の引率指導業務に従事した場合、2日分を支給すべきところ、泊を1日分とみなして算定し3日分を支給したため、2件で6,800円の過払いとなつた。

- 教員特殊業務手当（対外運動競技等引率指導関係）について、支給対象外の対外運動競技に支給したため、2件で34,000円の過払いとなつた。

- 教員特殊業務手当（修学旅行等引率指導関係）について、1泊2日の引率指導のうち2日目の途中から他の出張業務に従事したにもかかわらず、2日分が支給されたため、1日分3,400円の過払いとなつた。

- (2) 扶養手当等現況確認において、配偶者に260万円以上の所得がある場合、子の扶養手当の認定基準の計算を「収入額」で算定すべきところ、「所得税法上の所得額」で算定したため、扶養手当等81,650円の過払いとなつた。

(南相木村立南相木小学校)

支給不足の手当については追給し、過払いの手当については返納手続を行い納入済みです。

なお、26年度支給分について見直しを行い、適正であることを確認しました。

また、複数の者によるチェックなど審査体制を強化するとともに、教職員に制度及び教員特殊業務手当実績表の記載方法の周知徹底を図り再発防止に努めています。

白田高等学  
校

左記の過払いについては、すべて返納済みです。  
あわせて下記のとおり対処し、再発防止に努めています。

1 職員に、教員特殊業務手当の支給対象業務、対象日（対象時間）等について、教育職員の特殊勤務手当の支給に関する取扱要領改正通知（平成26年3月27日）及び給与事務に係る平成26年度監査委員定期監査報告への対応についての通知（平成26年12月4日）を資料として配付し説明を行い、理解を深めました。

また、実績表の記載方法の再確認をし、26年度分について同様の事例がないか確認しました。該当する事例はありませんでした。

2 手当の実績の認定について、誤支給を発生させないために、紙決裁の決裁ルートに当たる職員数を増やし、教育職員の特殊勤務手当の支給に関する取扱要領及び特殊勤務手当Q&A（県立高等学校関係）を活用して確認することで、チェック体制を強化しました。

3 過年度返納金の発生を防ぐために、27年1月から3月に26年度分の支給状況を再確認しました。

松本県ヶ丘  
高等学校

小中学校に平成26年度の指導事項（口頭指導を含む。）と留意点を通知し、再確認を行うなどの給与事務の適正な執行について依頼しました。

(26年8月)

小中学校の事務職員を招集し教育事務所が開催する人事異動等説明会において、小中学校に対し上記通知を用いて再度給与事務の適正な執行について依頼しました。(27年1月)

小中学校の事務職員で構成している団体が編集し、義務教育課で監修している事務処理の手引書である「事務指導書」に各種手当等における留意点のチェックリストを掲載する予定です。

(27年3月)

義務教育課

## 2 旅費の返納又は追給を要するもの

- (1) 職員に対する旅費について、重複して支給していたため、2件5,500円の過払いとなつた。

過払いとなつた旅費については、平成26年5月21日に戻入の手続きを行い、5月26日に返納されました。

再発防止策として、職員に対して適正な事務処理について周知徹底を図るとともに、内部事務システムの旅費支払データを活用して職員ごとの精算状況一覧を作成し、26年10月に職員と予算担当者がチェックを行いました。

今後も同様の取組を行い、再発防止に努めてまいります。

中信教育事務所

## 3 支出科目が適切でないもの

- (1) 備品購入に際し、見積書を徴した結果、1件の取得価格が10万円未満となつた場合は、科目を訂正し、「11節 需用費」で執行すべきところ、「18節 備品購入費」で執行していた。

事務室内で財務規則を再確認し、事務処理にあたっては職員相互及び事務長のチェックを徹底し、起案から支出までの事務処理の都度、厳正に審査を行い適正な事務処理を行うよう努めています。

伊那養護学校

## 4 事前審査に関する事務処理が適切でないもの

- (1) 補助金、負担金又は委託料について、財務規則第64条の規定による出納機関の事前審査を受けていなかった。

・ 民間との協働による山岳環境保全事業補助金  
(1,000,000円) (交付決定時)  
【重点監査】

補助金事務の執行状況を確認する事務処理経過表を作成し、事務担当者が経過表により一次チェックを行うとともに、起案に経過書を添付することにより、管理監督者が事務・事業の進捗や執行状況を二重、三重に確認することとしました。

併せて、年度当初に実施箇所一覧を事務担当者が作成し、年間スケジュールをたて、管理監督者と情報共有を図るとともに、事前審査をはじめ、財務規則に基づく適正な事務処理が行われるよう努めてまいります。

自然保護課

・ 航空宇宙産業育成強化支援事業補助金  
(9,000,000円) (交付決定時)  
【重点監査】

補助金の額の変更を行う際、財務規則の規定による出納機関の事前審査を受ける時期を逃してしまい、今回の事案が発生してしまいました。

今回指導を受けた補助事業は平成26年度をもつて終了となります、今後の補助金事務の執行に当たっては、執行状況を確認する補助事業等予算執行管理表を作成し、事務担当者及び経理担当者の複数の職員で確認を行うよう改善しました。

また、年度当初に補助金支出の年間予定表を作成し、係内及び経理担当者で情報を共有するとともに、定期的に進捗管理を行い再発防止に努めます。

産業立地・経営支援課

・ 高等学校文化振興事業交付金  
(10,800,000円) (交付決定時)  
【重点監査】

平成26年度は、長野県高等学校文化連盟(高文連)事務局とこまめに連絡を取り合い、的確な進捗管理を行うことで申請書類等の提出遅延防止に努め、事前審査を完了することができました。

今後は、引き続き高文連事務局との連携を密にするとともに、年度当初に、高文連事務局が作成している大会の開催時期を明記した年間の予定表を、課の担当者及び管理監督者と共有していくことで、再発の防止に努めてまいります。

教学指導課

・ 平成25年度地域営農基盤強化総合対策事業  
(農地有効利用支援事業)補助金  
(1,537,000円) (交付決定時)  
【重点監査】

補助金及び交付金事務の執行状況を確認するチェックリストを作成し、事務担当者及び管理監督者の複数の職員で執行状況を確認することとしました。

また、年度当初に年間予定を担当者と管理監督者との間で確認し、予定を共有します。

事前審査をはじめ、財務規則の規定に基づく適正な事務処理が行われるよう努めてまいります。

長野地方事務所農政課

- ・ 県単 道路橋梁維持（除雪）一般国道148号に係る融雪施設管理費負担金  
(2,796,062円) (交付決定時)

県境に係る国道148号の管理を新潟県が行い、長野県はその費用の一部を負担する協定を締結しています。

道路管理経費は年度当初から発生するものであるため、平成27年度以降は、年度当初に事前審査を受けることとし、適正な事務処理が行われるよう努めてまいります。

なお、平成26年度についても、指導後、事前審査を受けたところです。

- ・ 信州ジビエ総合推進事業業務委託  
(8,016,000円) (契約締結時)

事前審査を含めた支出事務処理について、留意事項をまとめた資料を職員に配布し周知を図り、再発防止に努めています。

また、年度当初に委託事業の発注予定時期を明確にして管理監督者と共有し、支出審査事務の手引きの「公募型プロポーザル方式による契約事務手続」を伺い文書に添付して、事務担当者及び管理監督者の複数の職員で確認することとしました。

事前審査をはじめ、財務規則の規定に基づく適正な事務処理が行われるよう努めてまいります。

大町建設事務所

森林づくり推進課

#### (2) 補助金又は委託料について、財務規則第65条の規定による出納機関の事前審査を受けていなかった。

- ・ 自殺対策緊急強化事業補助金  
(1,551,307円) (変更交付決定時)  
【重点監査】

補助金事務の執行に当たっては、補助事業等予算執行管理表により処理状況を管理監督者等と共に、内容や時期に応じて事前審査を受ける必要があるかを適切に判断するなどして、財務規則に基づく適正な事務処理が行われるよう努めています。

保健・疾病対策課

- ・ 補助林道整備事業補助金  
(1,395,000円) (変更交付決定時)  
【重点監査】

補助金の事務処理について、整理表を作成し課内周知を図るとともに必要な時点で複数の職員による確認を行うこととしました。

諫訪地方事務所林務課

- ・ 平成24年度強い農業づくり交付金  
(補正・繰越分) (14,450,000円)  
(額の確定(軽微変更)時)  
【重点監査】

補助金及び交付金事務の執行状況を確認するチェックリストを作成し、事務担当者及び管理監督者の複数の職員で執行状況を確認することとしました。

長野地方事務所農政課

- ・ 障害者技能向上支援事業委託  
(7,353,694円) (契約変更時)

変更契約の際、財務規則第65条の規定による出納機関の事前審査を受けなければならないという認識が担当職員になかったため、今回の事案が発生しました。

これを受け、事前審査等に係るチェックリストを作成し、事務担当者及び予算担当者並びに管理監督者等、複数の職員で確認を行える体制を整備しました。

今後再発防止に努めています。

人材育成課

#### 5 その他支出に関する事務処理が適切でないもの

##### (1) 補助金等の全額を概算払で支出した場合、額の確定に当たり起案文書を出納機関へ回付すべきところ、これを行っていなかった。

- ・ 林業就労条件整備促進事業補助金  
(20,542,000円) 【重点監査】

補助金事務の執行に当たっては、執行状況を確認するリストを作成して、事務処理ごとに複数で確認する体制を整えました。

信州の木活用課

- ・ 信州の木活用モデル地域支援事業補助金  
(2,500,000円) 【重点監査】

補助金の事務処理について、整理表を作成し課内周知を図るとともに必要な時点で複数の職員による確認を行うこととしました。

諫訪地方事務所林務課

- ・ 中山間地域農業直接支払事業交付金  
(86,756,881円) 【重点監査】
- ・ 経営体育成支援事業費補助金  
(20,226,000円) 【重点監査】

補助金等の執行状況を確認するチェックリストを作成し、起案文書に添付することにより、担当職員及び複数の職員が執行状況を確認するよう徹底しました。

松本地方事務所農政課

	(2) ウイルス肝炎医療費給付事業の公費負担額の算定に当たり、控除すべき組合付加給付等の額を誤って控除したことにより、4件の請求において支給すべき公費負担額の過不足が生じた。	公費負担額の不足分は平成26年11月5日に追給しました。 過去の支出を再確認するとともに、同様の事例が生じないよう請求書受領時のチェックリストと組合付加給付制度のある保険の一覧を作成し、マニュアルに追加しました。 また、支払い時に、起案文書に当該受給者の支払台帳を添付することとし、その台帳にも係長の確認欄を設け、複数回のチェックが行われるよう改め再発防止を図っています。	飯田保健福祉事務所
補助金事務2件	1 交付決定等の事務処理が適切でないもの (1) 補助金の額の確定は、翌年の4月25日までに行うべきところ、住宅支援給付等特別対策事業補助金（地域コミュニティ復興支援事業）では5月1日に行っていた。 【重点監査】	毎年度当初に、補助金の額の確定期限のほか、出納整理期間における補助金等の事務処理の留意点について、各種通知を各事務担当者に対し配付し読み合わせを行うことでその周知を図るとともに、健康福祉部共通の旧年度事務に関するチェックリストを用いて各係長が係員の事務処理状況を確認する体制を構築し、適正な事務処理に努めてまいります。	地域福祉課
	2 その他補助金に関する事務処理が適切でないもの (1) 市町村地域生活支援事業県費補助金について、交付要綱の改正等の事務処理の遅延から、保健福祉事務所への内示が年度末となり、保健福祉事務所及び補助事業者に対し、短期間において補助金の交付申請から確定までの事務を行うことを余儀なくさせることとなった。 【重点監査】	平成25年度は、交付要綱の改正作業着手が遅れたことが事務処理の遅延につながったため、26年度においては、当該事業の国の実施要綱及び国庫補助金交付要綱の改正に伴い、速やかに県費補助金交付要綱の改正作業に着手し、交付要綱を平成26年5月26日付けで改正しました。 また、保健福祉事務所への内示についても、県費補助金の内示額の算定期間としている国庫補助金の交付決定通知（同年12月1日収受）に伴い、同年12月24日付けで内示済みです。 引き続き、内示の予定期間等を記載した「補助事業等予算執行管理表」により、内示時期の遅れ等がないか複数の職員がチェックするなど、遅延防止に努めてまいります。	障がい者支援課
財産管理事務3件	1 物品に関する帳票の整理等が適切でないもの (1) リース物品の管理について、長野県産業人材育成支援センターWEBサイトシステムの借入物品管理簿が整備されていなかった。	今回の指導事項を受け、長野県産業人材育成支援センターWEBサイトシステムについての借入物品管理簿の整備を行いました。	人材育成課
	2 その他財産管理に関する事務処理が適切でないもの (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第4条第1項の規定により毎年1回以上、定期的に清掃することが義務づけられている県営住宅丸山団地外6団地の受水槽及び高架水槽の清掃及び点検は、平成23年11月から12までの間に実施されて以降、25年8月まで実施されていなかった。	年度当初に、前年度の実施状況（時期）を確認のうえ発注計画を作成し、確実に実施するためのチェック体制を整え実施してまいります。	下伊那地方事務所建築課
	(2) 建物の緊急修繕について、消防用設備点検により自動火災報知設備（感知器）の不作動などの不備が繰り返して指摘され、同時期に、防火シャッターの作動不良も指摘されていながら、不良箇所や原因の特定のための十分な調査が行われず、耐震工事に合わせて一部の設備の交換・改修が行われた以外は、対策が講じられてこなかった。	消防用設備等については、これまで部分的な交換・改修にとどまってきたが、自動火災報知設備については平成26年7月にあらためて不作動器の調査を行い、10月に交換を実施しました。 また、防火シャッターについては今年度当初予算で全体的な改修を行うこととしていたところであり、26年7から9月に設計を実施、11月に改修工事に着手し、今年度内にしゅん工する予定です。 消防用設備等点検の結果に対してはその都度、適切に対応し、安全性の確保に努めるとともに、引き続き必要な修繕予算の確保にも努めてまいります。	高校教育課 白田高等学校

## 平成26年度定期監査報告（企業特別会計）

## 【監査の結果（指導事項）に関する報告に基づく措置（処理状況）の内容】

分類	指導事項	処理状況	機関名
契約事務 1件	1 隨意契約の理由等が適切でないもの (1) 「引揚げメーター」（予定価格2,128,410円）の売払いは、競争入札による実施が適当であったが、複数者から見積書を徴取し随意契約で実施していた。	引揚げメーターの売却は、不正使用、不法投棄防止の観点から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するものとして随意契約により実施しましたが、今後は、財務規則等を遵守し、予定価格が50万円を超える引揚げメーターの売却については、競争入札により実施するよう改善します。 また、適正な事務処理の執行について、所内会議において、全職員に周知徹底を図りました。	上田水道管理事務所
支出事務 1件	1 その他支出に関する事務処理が適切でないもの (1) 工事変更契約において、工事により取り外した鉄板の金額を積算する場合は、発注者において見積りを徴取するなどしてこの市場性を把握し、設計図書に反映すべきところ、これを行っていなかった。 【工事等監査】	工事変更契約においても、「工事設計書審査チェックリスト」による複数者による確認審査を徹底するなど、工事費積算における事務処理の適正化について、定期的に開催している所課長会議及び担当課課会において繰り返し職員に周知し、再発防止に努めています。 また、担当者が代わった際の再発防止策として、年度当初の上記会議においても周知を行うとともに、「工事設計に係る留意事項一覧」を職員に配布することとしました。	南信発電管理事務所

## 平成26年度定期監査報告（一般会計・特別会計）

## 【監査の結果（検討事項）に関する報告に基づく措置の内容】

分類	検討事項	措置状況	機関名
収入事務 1件	1 その他収入に関する事務処理が適切でないもの 自動販売機の行政財産貸付に係る公募型見積合わせについて  ある現地機関で、自動販売機に係る行政財産貸付のための公募型見積合わせを実施したところ、A社とB社が見積書を提出し、当該現地機関はA社を採用しましたが、A社は契約を辞退しました。 再度、公募型見積合わせを行う時間的余裕がないと判断したため、行政財産目的外使用許可の手続により、B社に対し同社の見積金額を大幅に下回る額で使用許可しました。 「自動販売機に係る行政財産貸付事務取扱いについて（通知）」では、公募型見積合わせにおいて、見積書の採用決定後に契約を辞退された場合にとるべき事務処理が明確になっていません。 公募型見積合わせを行い、既に競争性を確保している本事例では、B社と随意契約に移行できるのであれば、時間的にも収入確保の上からも有効と考えられますので、この場合の手続について検討してください。	公募型見積合わせにおいては、採用者決定により当該手続は完結するため、採用者が契約締結を辞退した場合であっても、当該手続において次点の見積提出者（設例のB社）と随意契約に移行することはできません。 そこで、「自動販売機に係る行政財産貸付事務取扱いについて（通知）」を改正し（平成26年11月28日付け26財活第186号）、採用者決定後に契約締結の辞退があった場合、原則として再度公募型見積合わせを行うこととし、例外として緊急に自動販売機を設置する必要があり再度公募型見積合わせを行う時間的余裕がないときには、通常の見積合わせによるものと定めました。	財産活用課

## 平成26年度定期監査報告（企業特別会計）

## 【監査の結果（指導事項）に関する報告に基づく措置（処理状況）の内容】

分類	指導事項	処理状況	機関名
契約事務 1件	1 隨意契約の理由等が適切でないもの (1) 「引揚げメーター」（予定価格2,128,410円）の売払いは、競争入札による実施が適当であったが、複数者から見積書を徴取し随意契約で実施していた。	引揚げメーターの売却は、不正使用、不法投棄防止の観点から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するものとして随意契約により実施しましたが、今後は、財務規則等を遵守し、予定価格が50万円を超える引揚げメーターの売却については、競争入札により実施するよう改善します。 また、適正な事務処理の執行について、所内会議において、全職員に周知徹底を図りました。	上田水道管理事務所
支出事務 1件	1 その他支出に関する事務処理が適切でないもの (1) 工事変更契約において、工事により取り外した鉄板の金額を積算する場合は、発注者において見積りを徴取するなどしてこの市場性を把握し、設計図書に反映すべきところ、これを行っていなかった。 【工事等監査】	工事変更契約においても、「工事設計書審査チェックリスト」による複数者による確認審査を徹底するなど、工事費積算における事務処理の適正化について、定期的に開催している所課長会議及び担当課課会において繰り返し職員に周知し、再発防止に努めています。 また、担当者が代わった際の再発防止策として、年度当初の上記会議においても周知を行うとともに、「工事設計に係る留意事項一覧」を職員に配布することとしました。	南信発電管理事務所

## 平成26年度定期監査報告（一般会計・特別会計）

## 【監査の結果（検討事項）に関する報告に基づく措置の内容】

分類	検討事項	措置状況	機関名
収入事務 1件	1 その他収入に関する事務処理が適切でないもの 自動販売機の行政財産貸付に係る公募型見積合わせについて  ある現地機関で、自動販売機に係る行政財産貸付のための公募型見積合わせを実施したところ、A社とB社が見積書を提出し、当該現地機関はA社を採用しましたが、A社は契約を辞退しました。 再度、公募型見積合わせを行う時間的余裕がないと判断したため、行政財産目的外使用許可の手続により、B社に対し同社の見積金額を大幅に下回る額で使用許可しました。 「自動販売機に係る行政財産貸付事務取扱いについて（通知）」では、公募型見積合わせにおいて、見積書の採用決定後に契約を辞退された場合にるべき事務処理が明確になっていません。 公募型見積合わせを行い、既に競争性を確保している本事例では、B社と随意契約に移行できるのであれば、時間的にも収入確保の上からも有効と考えられますので、この場合の手続について検討してください。	公募型見積合わせにおいては、採用者決定により当該手続は完結するため、採用者が契約締結を辞退した場合であっても、当該手続において次点の見積提出者（設例のB社）と随意契約に移行することはできません。 そこで、「自動販売機に係る行政財産貸付事務取扱いについて（通知）」を改正し（平成26年11月28日付け26財活第186号）、採用者決定後に契約締結の辞退があった場合、原則として再度公募型見積合わせを行うこととし、例外として緊急に自動販売機を設置する必要があり再度公募型見積合わせを行う時間的余裕がないときには、通常の見積合わせによるものと定めました。	財産活用課

## 平成26年度定期監査報告

## 【監査の結果に添えて提出した意見に対する方針】

部局等	監査委員の意見	意見に対する方針	機関名
総務部	<p>1 収入未済額の解消</p> <p>県税の収入未済額は、平成21年度以来4年間、連続して10%前後の削減を継続しています。</p> <p>金額では、平成21年度の約68億円に対して、平成25年度には約43億円と、約25億円を削減してきており、平成9年度以来16年ぶりに決算額が50億円を下回るなど、削減に対する大きな努力が認められます。これは、収入未済額に占める割合が高い、個人県民税（全体比75%）と自動車税（全体比12%）を中心とした対策の効果が現れてきたものと考えます。</p> <p>個人県民税対策としては、市町村の同意のもと県職員による直接徴収を実施したほか、市町村職員と協働して徴収業務に当たり、市町村への技術的、人的支援を行ってきました。</p> <p>自動車税対策としては、コンビニ収納を実施したほか、アウトソーシングにより設置した県税電話催告センターで、滞納初期から電話催告を集中的に行い、自主納付を促進するとともに、職員は滞納処分に専念し、財産調査の実施による差押えの早期着手を行っていました。</p> <p>今後とも、県税の収入未済の縮減に向けて、収入歩合等の具体的な数値目標を設定して進捗管理を徹底するとともに、滞納整理の早期着手などの取組を引き続き推進してください。</p>	<p>県税の収入未済額の縮減に向け、徴収目標を設定し、年間を通じた差押処分の強化やインターネットを利用した差押財産の公売と入札による期日公売を組み合わせ、より有利な換価を追求するなど、厳正・的確な滞納処分に取り組むとともに、新たな収入未済の発生防止のため、納期限内納付のPRや滞納処分の状況等の公表を行っています。</p> <p>個人県民税の徴収対策としては、地方税法第48条による直接徴収及び市町村と協働で行う併任徴収に取り組んでおりますが、個人住民税の特別徴収未実施事業者に対して特別徴収の実施依頼を行うとともに、平成27年度分県入札参加資格審査から、個人住民税特別徴収実施を加点項目に加えることとしました。</p>	税務課
県民文化部	<p>1 税外収入未済額の解消</p> <p>児童福祉施設入所負担金、児童扶養手当過払返納金及び母子寡婦福祉資金貸付金において、縮減が図られています。収入未済の縮減に引き続き努力してください。</p>	<p>引き続き滞納者への電話、通知による納入指導や県庁職員による戸別訪問を行うとともに、事務取扱要領やマニュアルに基づき不納欠損や簡易裁判所による支払督促等を実施し、未収金の縮減を図ります。</p> <p>併せて、口座振替の促進などにより、未収金の発生予防に努めます。</p> <p>また、母子寡婦福祉資金貸付金については、引き続き一部の未収金回収業務を民間債権回収会社（サービスサー）に委託し、収入未済の一層の縮減に努めてまいります。</p>	こども・家庭課
健康福祉部	<p>1 税外収入未済額の解消</p> <p>看護職員修学資金貸付金において、縮減が図られています。収入未済の縮減に引き続き努力してください。</p>	<p>「修学資金貸付金未収金回収マニュアル」に沿った督促等を行い、滞納整理を計画的に実施し、未収金の縮減に努めます。特に、長期滞納者に対しては分納指導等、きめ細やかな個別対応を行います。</p> <p>また、返還金の納入が計画どおりに行われない貸与者に対して個別指導を行い、新たな収入未済の発生防止に努めてまいります。</p>	医療推進課

	2 税外収入未済額の解消 心身障害者扶養共済加入者掛金において、縮減に一層の努力を要します。	収入未済の縮減については、電話、個別訪問による滞納者への納入指導や、納付計画書の提出指導などの取組を強化することにより、縮減に一層努めてまいります。 特に、長期滞納者に対しては、制度の継続加入意思の確認を行い、それぞれの経済状況等に応じた納付計画書を提出させるなど、着実な納付を促してまいります。 また、新規加入者に対しては、制度内容や支払方法を事前に周知することで新たな収入未済の発生防止に努めてまいります。 時効期間を経過したものについては、不納欠損処理を行い、適正な処理に努めてまいります。  社会福祉施設入所者負担金において、縮減が図られています。収入未済の縮減に引き続き努力してください。	障がい者支援課
産業労働部	1 税外収入未済額の解消 高度化資金貸付金及び設備近代化資金貸付金において、縮減が図られています。収入未済の縮減に引き続き努力してください。	収入未済の9割以上を占める高度化資金貸付金の処理を優先的に進めており、平成19年度から、独立行政法人中小企業基盤整備機構の「調査・アドバイザリー業務」を活用することにより、債権回収会社（サービサー）に延滞債権の調査を委託して、債務者の現況調査や担保物件の評価等の債権調査を実施しています。 さらに、平成20年度からは、一層迅速・効率的に未収金の処理を進めため、債権調査を実施した延滞債権について、県単独事業により、当該サービサーに債権回収を委託しています。また、1件当たりの滞納額が比較的小ない設備近代化資金貸付金については、職員による債権調査及び債権回収を進めているところです。 今後も、債権回収を促進するとともに、債権調査等の結果、回収が困難な延滞債権については、県議会の議決を経て債権放棄を行うなど収入未済の縮減に努めてまいります。	産業立地・経営支援課
農政部	1 税外収入未済額の解消 農業改良資金貸付金において、縮減が図られています。収入未済の縮減に引き続き努力してください。	滞納者や連帯保証人に対する電話、面談等による定期的な督促及び滞納者の実情に応じた分割納入等の指導を行い、引き続き償還を促してまいります。 また、長期未納の事案については、「税外未収金に係る債権回収・整理マニュアル」に基づき、費用対効果を見極め、法的措置を検討するとともに、債務者や連帯保証人の状況により回収不能と判断される場合は、債権放棄、不納欠損処理を検討してまいります。	農村振興課
林務部	1 税外収入未済額の解消 林業・木材産業改善資金貸付金において、縮減が図られています。収入未済の縮減に引き続き努力してください。	地方事務所及び関係機関と連携して、滞納者に対する電話や面談等による定期的な督促や分割納入等の指導を行い、引き続き縮減に努めてまいります。	信州の木活用課

建設部	1 税外収入未済額の解消 県営住宅使用料において、縮減が図られています。収入未済の縮減に引き続き努力してください。 また、県営住宅明渡請求により契約解除された者の損害賠償金（契約解除後も引き続き入居していた期間の家賃相当額）において、収入未済の縮減に一層の努力を要します。	<p>県営住宅使用料等（使用料及び損害賠償金）の収入未済の縮減を図るため、年度当初に徴収対策を定め、地方事務所及び管理代行者の住宅供給公社と連携しながら、地方事務所担当課長を中心計画的かつ組織的に取り組んでおります。</p> <p>長期滞納者については、地方事務所や公社からヒアリングを行い、今後の対応方針について個別に協議を行っております。支払督促の活用や連帯保証人からの徴収など多様な徴収に取り組むとともに、明渡訴訟の提起を積極的に行い、強制執行の申立て等法的措置を事案に応じて適正に講じてまいります。</p> <p>徴収に携わる者の資質向上として、滞納者と接触する機会の多い監理員を対象に8月頃に研修会を開催するなど、引き続き研修機会を確保してまいります。</p> <p>退去滞納者にかかる使用料については、現入居者の滞納整理に集中するため、平成21年度から民間会社への収納事務の委託を行っています。さらに、民間会社では徴収困難な案件について、26年度に新たに弁護士への回収業務委託を行ったところです。回収能力の高い弁護士の活用により回収に努めてまいります。</p> <p>また、所在不明など徴収不能案件を見極め、徴収停止や不納欠損処理など適切な措置を講じてまいります。</p> <p>以上の取組を通じて、収入未済の縮減に一層努めてまいります。</p>	建築住宅課
教育委員会	1 税外収入未済額の解消 高等学校等奨学金貸付金、高等学校等遠距離通学費貸付金、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金並びに地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金において、収入未済額は年々増加しており、収入未済の縮減に一層の努力を要します。 なお、債権回収業者への委託、支払督促の実施など、より効果的な方策を継続的に実施してください。	<p>高等学校等奨学金等貸付金の返還に係る収入未済額の解消に向けては、借受人への電話及び文書による催告のほか、誠意が認められない事案に対しては、簡易裁判所へ支払督促を申し立てるなど、厳正な対応に努めております。</p> <p>奨学金の借受人が、経済的な事情により返済能力を伴わないまま償還時期に至ったため、返還が困難なケースも少なくありませんが、既に返還が完了している者及び現在も誠実に返還を履行している者と公平性を保つ必要があることから、今後も引き続き収入未済額の解消に努めてまいります。</p> <p>なお、高等学校等奨学金貸付金、高等学校等遠距離通学費貸付金並びに高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金に係る未収金については、今年度から債権回収事業者に回収業務を委託しており、現在その債権回収事業者と協力しながら、借受人及び連帯保証人に対して電話及び文書による催告を行うなどして、未収金の回収に努めているところであります。</p> <p>また、地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金については、納入通知書等を送付する際に返還免除制度の周知を図ることにより、債権本体の縮減も引き続き進めています。</p>	高校教育課

県民文化部	1 波田学院の機能強化と適切な定員の設定 波田学院は、不良行為をなし、又はなす おそれのある児童等に対し、専門的な支援 を行う県内唯一の児童自立支援施設とし て、長きにわたりその役割を果たしてきました。  法改正により入所対象児童が拡大され、 近年、被虐待児や発達障害児といった特別 な支援を必要とする児童の割合が高くな り、他の児童福祉施設で適応できない児童 の最後の居場所としての役割も担っている ことから、困難事例に関しても受け入れて いく使命があります。しかし、入所が適當 であるにも関わらず、直ちに入所できない 児童もいる現状を踏まえ、適切な定員を設 定する必要があると考えます。  定員については、児童福祉施設条例に定 める「定員」(70人)と、国の措置費の支 弁の基礎となる「暫定定員」(平成25年 度:21人)があり、条例定員と暫定定員と が乖離(かいり)した状況が継続していま す。寮の運営が、大舎制から小舎夫婦制、 小舎交替勤務制へと移行したことによ り、既に条例定員の収容は現実的ではなく になっていることも見直しを必要とする理由 です。  これから波田学院が、児童への個別指 導の充実や退所した児童への相談・援助の 強化など、新たなニーズや社会的要請に対 してどのように対応していくべきか、その ための施設規模や受け入れ態勢はどうあるべき かなど、様々な角度から検討、研究し、 見直し作業を進める時期にあると考えま す。	条例定員と入所児童数のかい離については、是 正が必要と考えております。 子どもを巡る環境が変化し、社会的養護の役割 がますます重要になる中で、県内唯一の児童自立 支援施設である波田学院が果たす役割も更に大き くなっています。 このため、るべき支援の内容やそれを実践する ために必要な態勢などについて、平成27年度か ら総合的に検討する中で適切な定員を設定してま いります。	こども・家 庭課
建設部	1 県営住宅管理人報酬の支出の透明性確保 県営住宅管理人については、特別職の職 員等の給与に関する条例の規定により、報 酬として任命権者が定める額を支給するこ ととされていますが、同人に対して勤務状 況に関する報告書の提出を義務付けておらず、 実務的には、地方事務所(商工観光) 建築課の職員により日常的にその職務の遂 行状況が把握されています。県民に対して 説明責任を果たす上で、県営住宅管理人の 職務遂行に関する記録を整備しておくな ど、第三者からみた支出の透明性を高める 取組は重要であると考えます。	県営住宅管理人の業務実績について、地方事務 所において記録を整備することとし、この旨周知 しました。(平成26年11月21日付け26建住公第 104号通知)	建築住宅課

教育委員会	<p>1 県立高等学校における校内献血の推進</p> <p>各保健福祉事務所では、若年層の献血者が減少する中で、将来の献血制度を担う世代を確保するため、若い世代への啓発はもちろんのこと、定例献血スポット事業等実施し、体験・実践の機会を提供しながら、献血の推進に当たっています。</p> <p>そのような中、県内の高等学校における校内献血の実施校は年々減少し、平成25年度は全101校中7校のみとなっています。7校とも私立高等学校で、県立高等学校では、平成23年度以降、全く実施されていません。</p> <p>その理由として、健康面での不安を懸念する保護者等の意見や、貧血症などの不適格者が多いこと、献血後に体調不良を訴える生徒がいることなど、学校単位として行うことの難しさがあることも理解できますが、生徒が献血から学ぶことは計り知れないものがあると考えます。生きた教育としての貴重な機会でありながら、教育現場において活かされていないことは、とても残念なことです。</p> <p>教育委員会としては、校内献血の実施は学校ごとの判断によるものであり、一律の指示等は行っていないとのことですが、ある県では、献血の意義や重要性についての生徒の意識を高めるため、「献血に関する学習指導案」を作成し、「保健体育」の時間において授業を行うよう取り組んだところ、校内献血の実施校も増加したといいます。全国的にも、校内献血の実施率・献血者数がやや増加傾向にある中で、本県教育委員会としても、保健福祉部とも連携し、より具体的かつ積極的な取組を実施されることを望みます。</p>	<p>県内の高校生の献血者総数は増加傾向にあるものの、校内献血実施校の減少に伴い校内献血者数は減少しています。また、平成25年の高校生の献血率が全国平均を下回っていることや、本県では20~39歳の献血者の減少が深刻であることから、高校生に対して卒業後も見据えたより効果的な普及啓発活動を、継続的に実施していくことが重要であると考えています。</p> <p>このため、今後も普及啓発活動に加えて、学校現場の実態や要望等を把握し、校長会をはじめとする教職員の会議等において、献血の精神や献血の現状（全国、県、若年層）について一層理解を求めた上で、保健福祉部及び献血事業者と協力・連携し、校内献血を含む高校生の更なる献血推進に向けた具体的かつ効果的な方策を実施してまいります。</p> <p><b>【効果的な普及啓発活動の例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長野県の献血の実態及び課題を示す高校生向けの資料の作成、活用</li> <li>・ 献血の機会（献血ルーム、近隣の駅や商業施設等）についての広報、周知方法の工夫等</li> </ul>	保健厚生課
健康福祉部		<p>10代20代の献血者数が平成25年度までの10年間に4割も減少していることから、次代を担う若い世代に献血に関心を持っていただけるよう、当課では、県内全ての高等学校の生徒や新成人への献血リーフレットの配布、献血推進ポスターの募集、献血ルーム体験運動など、若い方々をターゲットとした啓発を実施しています。</p> <p>高等学校には、保健福祉事務所を通じて献血協力の働きかけを行ってきましたが、近年は校内献血の実施は困難でも、生徒がショッピングセンター等の献血会場で献血に協力してもらえるよう、毎月の献血日程を送付し、掲示を依頼しているところです。</p> <p>当課としては、生徒が献血の意義と重要性を理解し将来にわたり献血に協力していただくための啓発や、校内献血を含む献血者増加のための取組を推進することが重要であると考えていますので、引き続き、保健福祉事務所を通じて高等学校への働きかけを行うとともに、教育委員会と連携・協力して献血の推進に取り組んでまいります。</p>	薬事管理課

	<p><b>教育委員会 1 AEDの適正な管理</b></p> <p>県内の県立高等学校（付属中学校を含む。）には、AED（自動体外式除細動器）が83校に128台配備されています。このうち、県費で購入したものは98台あり、その大半が平成17年12月から18年2月にかけて一斉に配備したもので、既に購入から8年以上が経過しています。AEDの耐用年数は機種により異なりますが、県立高等学校へ配備された機種の耐用年数は7年であり、既に耐用年数を超過しています。</p> <p>これに対し、高校教育課では、平成26年度から29年度までの4か年で更新することを計画しています。耐用年数が経過したからといって、直ちに使用ができないわけではありませんが、既に作動しないなどの不具合が発生したものもあるといい、いつ、作動上の不具合が発生するとも限りません。早急に更新配備することが望まれます。</p> <p>また、AEDが複数台配備されている県立高等学校は約4割に過ぎません。これも、校舎と体育館やグラウンドが離れているなどの理由から、同窓会やPTAなどの私費により購入されたものが大半です。広い校内において心停止発生から5分以内の除細動を可能とするためには、複数台のAEDの配備が望まれるところも少なくないはずです。今後、複数台の配備についても検討をしてください。</p> <p>なお、県立高等学校以外の県有施設でも、AEDが順次配備されてきています。同様に平成17年度に配備されたものも多数あります。一部の施設で電極パッドやバッテリーの使用期限が経過しているものが見受けられました。日々の点検はもちろん、電極パッドやバッテリーの定期的な交換、AEDの更新についても計画的に進めてください。</p>	<p>平成27年度も引き続きAED更新予算の要求を行ふとともに、少しでも更新が早く進むよう整備を図ってまいります。今年度は既に耐用年数が1年以上経過しているもの22台の更新を行いました。また、複数台の配備については、既存AEDの更新が完了した後に検討してまいります。</p> <p>なお、日々の点検を実施するとともに、電極パッド及びバッテリーの交換については、これまでも使用期限が到来する都度定期的に行っており、引き続き計画的に進めてまいります。</p>	高校教育課
危機管理部		<p>消防学校では、AEDを管理教育棟玄関、宿泊棟（東寮2階）に各1台配備しています。また、教材用として5台あり、耐用年数に留意し「備品更新計画」により更新を行っております。</p> <p>なお、バッテリー、電極パッド等の消耗品の更新は、専門の救急教育を受けた職員がチェックを行い、定期的な交換を実施しております。</p>	消防課
企画振興部		<p>松本空港では、ターミナルビルの1階到着ロビーにAEDが1台設置されています。</p> <p>本機器を管理する松本空港管理事務所では、平成21年の設置以降、定期的に機器の点検を行うとともに、25年度には電極パッドを、また今年度にはバッテリーをそれぞれ交換したところです。</p> <p>引き続き、空港利用者の安全を確保するため、定期的な機器の点検及び部品の交換に努めてまいります。</p>	交通政策課
総務部		<p>財産活用課においては、県庁舎に1台、合同庁舎に1台ずつ、計11台を配備しています。</p> <p>管理については、県庁・合同庁舎共に職員等が日常点検を行っており、消耗品等の交換は有効期限を見ながら随時実施していますが、改めて合同庁舎に対して適切な管理をするよう指示しました。</p> <p>本体の更新については、耐用年数や機器の状態を勘案し、計画的に進めてまいります。</p>	財産活用課

	<p>長野県短期大学では、AEDを2台設置し、バッテリー等の耐用年数に合わせて、定期的に更新を行っております。</p> <p>今後も、学生等の安全確保のため、AEDの適正な管理に努めてまいります。</p>	県立大学設立準備課
県民文化部	<p>当課では下記施設において各1台、合計6台のAEDを配備しております、うち平成17年から18年に配備した4台について使用期限を経過しているため、27年度中に更新を予定しています。</p> <p>今後も日々の点検を徹底するとともに、電極パッド等の消耗品について、適切な時期に交換等の対応を図ってまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホクト文化ホール</li> <li>・伊那文化会館</li> <li>・キッセイ文化ホール</li> <li>・飯田創造館</li> <li>・佐久創造館</li> <li>・信濃美術館</li> </ul> <p>男女共同参画センターにおいては、平成18年8月にAEDを配備しておりますが、耐用年数である7年を経過していることから、27年度に更新を予定しております。</p> <p>今後も、日常の点検を行うとともに、電極パッドやバッテリーを定期的に交換するなど、AEDの適正な管理に努めてまいります。</p>	文化政策課
	<p>当課所管の県有施設においては、児童相談所(全5か所)、波田学院、松本あさひ学園に各1台、計7台のAEDが配備されています。</p> <p>現在耐用年数を過ぎた機器はなく、電極パッドやバッテリーも含め、定期的な交換を実施しています。</p> <p>今後においても、機器の更新を計画的に進めるとともに、適切な管理を行ってまいります。</p>	人権・男女共同参画課
健康福祉部	<p>健康福祉部の現地機関において、平成27年1月20日現在、19台を配備・管理しています。</p> <p>AEDの管理については、現地機関の担当者が適切に行っており、消耗品の定期メンテナンスについても適切に実施されていることを確認しました。</p> <p>今後につきましては、現在管理している19台のうち13台が耐用年数である7年を超過していることから、次のとおり更新方針を定め、平成28年度以降順次更新します。</p> <p>＜健康福祉部AED更新方針＞</p> <p>耐用年数を超過している機器については、メンテナンス状況を踏まえ、健康福祉政策課で部内とりまとめの上優先順位をつけ、平成28年度以降複数年にかけて更新します。</p> <p>当課に配備しているAEDは4台ありますが、これは学校における校外行事等において必要な場合の貸出用に配備しているものです。</p> <p>平成17年度に導入しましたが、使用に当たり作動しないといった不具合が発生することのないよう、耐用年数の7年を経過する24年度に全て更新しました。</p> <p>今後も、日々の点検はもちろん、電極パッドやバッテリーの定期的な交換、AEDの更新についても計画的に進めてまいります。</p>	健康福祉政策課

		<p>福祉大学校のAEDは、平成19年に導入し、パッド及びバッテリーについて、適切な時期に交換する等、定期的にメンテナンスしています。今後につきましても、定期的に機器の点検を行うとともに、AED本体の状態を見ながら、健康福祉部の更新方針に基づき更新してまいります。</p> <p>健康福祉部の現地機関において、平成27年1月20日現在、19台を配備・管理しています。AEDの管理については、現地機関の担当者が適切に管理しており、消耗品の定期メンテナンスについても適切に実施されていることを確認しました。今後につきましては、日々の点検を徹底とともに、現在管理している19台のうち13台が耐用年数である7年を超過していることから、次のとおり更新方針を定め、平成28年度以降順次更新します。</p> <p>&lt;健康福祉部AED更新方針&gt;</p> <p>耐用年数を超過している機器については、メンテナンス状況を踏まえ、健康福祉政策課で部内とりまとめの上優先順位をつけ、平成28年度以降複数年にかけて更新します。</p> <p>AEDの管理については、現地機関において適切に管理しており、消耗品の定期メンテナンスについても適切に実施されていることを確認しました。今後につきましては、耐用年数を超えている機器について、健康福祉部の更新方針に基づき適切に更新してまいります。</p> <p>動物愛護センターのAEDは、平成18年に導入し、パッド及びバッテリーについて、適切な時期に交換する等、定期的にメンテナンスしています。今後につきましては、定期的に機器の点検を行うとともに、AED本体の状態を見ながら、健康福祉部の更新方針に基づき適切に更新してまいります。</p> <p>県内の流域下水道事務所においては、平成17年度から順次整備を進め、現在では3処理場4処理区全てにAEDは整備され、定期的に点検・更新を行い適正に管理しています。</p> <p>自然保護センターについては、平成19年度から順次AEDの配備を進め、現在、3施設に1台ずつ、計3台が配備されております。配備以降、常駐する職員により日々の点検を行うとともに、電極パッドやバッテリー等の消耗品については、長期間使用期限切れの状態が続くことで緊急時の使用に影響することのないよう、定期的な交換に努めてまいりました。また、配備施設の特性上、いずれも高標高地の寒冷な環境にあり、市街地に比べ高頻度でバッテリーの更新が必要なことや、屋外作業中の緊急事態に備え日頃から職員が携帯するが多く、故障のリスクが高いこと等を踏まえ、平成27年度からは、耐用年数が経過したAEDの更新にあたり、リース契約を導入することで、バッテリー等の適切な交換が保証されるほか、併せて、維持管理経費の軽減とメンテナンスの充実による正常な作動状態の確保を図ることとしているところです。</p> <p>以上のような取組により、今後も引き続きAEDの適切な管理を通じて、施設利用者をはじめ、県内の自然公園を利用される方々の安全の確保に努めてまいります。</p>	保健・疾病対策課
		<p>AEDの管理については、現地機関において適切に管理しており、消耗品の定期メンテナンスについても適切に実施されていることを確認しました。今後につきましては、耐用年数を超えている機器について、健康福祉部の更新方針に基づき適切に更新してまいります。</p> <p>障がい者支援課</p>	
		<p>動物愛護センターのAEDは、平成18年に導入し、パッド及びバッテリーについて、適切な時期に交換する等、定期的にメンテナンスしています。今後につきましては、定期的に機器の点検を行うとともに、AED本体の状態を見ながら、健康福祉部の更新方針に基づき適切に更新してまいります。</p> <p>食品・生活衛生課</p>	
環境部	<p>県内の流域下水道事務所においては、平成17年度から順次整備を進め、現在では3処理場4処理区全てにAEDは整備され、定期的に点検・更新を行い適正に管理しています。</p> <p>生活排水課</p>		
	<p>自然保護センターについては、平成19年度から順次AEDの配備を進め、現在、3施設に1台ずつ、計3台が配備されております。配備以降、常駐する職員により日々の点検を行うとともに、電極パッドやバッテリー等の消耗品については、長期間使用期限切れの状態が続くことで緊急時の使用に影響することのないよう、定期的な交換に努めてまいりました。また、配備施設の特性上、いずれも高標高地の寒冷な環境にあり、市街地に比べ高頻度でバッテリーの更新が必要なことや、屋外作業中の緊急事態に備え日頃から職員が携帯するが多く、故障のリスクが高いこと等を踏まえ、平成27年度からは、耐用年数が経過したAEDの更新にあたり、リース契約を導入することで、バッテリー等の適切な交換が保証されるほか、併せて、維持管理経費の軽減とメンテナンスの充実による正常な作動状態の確保を図ることとしているところです。</p> <p>以上のような取組により、今後も引き続きAEDの適切な管理を通じて、施設利用者をはじめ、県内の自然公園を利用される方々の安全の確保に努めてまいります。</p>	自然保護課	

産業労働部	<p>技術専門校及び工科短期大学校に現在設置しているAEDの点検については、機器のセルフチェック機能を活用し、おおむね1か月に1回程度の頻度で行っており、消耗品の交換については、一般的な交換時期（電極パッドは2年間、バッテリーは4年間）を目安に交換を行っています。</p> <p>また、これらのAEDは、平成18年度に一括導入を行ったものであり、27年度に更新する予定です。</p> <p>県内7か所の勤労者福祉施設では、指定管理者である市町がそれぞれAEDを1台ずつ設置しています。</p> <p>当課でも、設置状況については年1回把握しておりますが、改めて、日々の点検や消耗品の交換など管理を適正に行うよう指定管理者に通知しました。</p> <p>今後とも、指定管理者である市町と連携し、勤労者が安心して利用できるよう適切な施設運営に努めてまいります。</p>	人材育成課 労働雇用課
農政部	農業大学校に設置済のAEDについては、耐用年数を経過していないが、今後も点検等適正なメンテナンスに努めてまいります。	農業技術課
林務部	<p>林業大学校、林業総合センターに設置されているAEDについては、今年度、電極パッドやバッテリーの交換を行いました。</p> <p>それぞれ機器本体の耐用年数の7年を経過していることから、今後のメンテナンス時期や機器の状態を勘案し計画的な更新に努めてまいります。</p> <p>指定管理者制度により、指定管理者が管理している長野県営射撃場については、平成22年3月にAEDを1台配備しました。</p> <p>当該機種の耐用年数は7年と定められていることから、現在耐用年数の期間内となっています。</p> <p>また、電極パッドやバッテリーといった消耗品についても、日常点検を適切に行い、使用期限の都度、定期的な交換に努めてまいります。</p>	信州の木活用課 森林づくり推進課
建設部	<p>電極パッドやバッテリーは定期的に交換していますが、今後は使用期限をAED設置場所に掲示するとともに、日々の点検を怠ることのないよう適正な管理に努めます。</p> <p>また、AEDの更新についても計画的に進めてまいります。</p> <p>公園、運動施設におけるAEDについては、消耗品（電極パッドやバッテリー）の使用期限前に交換を行うとともに、機器本体の耐用年限が近づいたものは更新措置しております。</p> <p>今後も、引き続き日常点検を実施し、適正な管理に努めてまいります。</p>	建設政策課 都市・まちづくり課

教育委員会	<p>平成18年度に各特別支援学校へ1台ずつ配置しており、独自に追加購入している学校もあり、バッテリーについては4年に1度、パッドについては隔年で更新しています。</p> <p>現在配置しているAEDについては、平成30年末にサポート期間が終了するため、それまでに更新します。</p> <p>日々の点検については、主に養護教諭がインジケータの確認を行うなど、緊急時に正常に使用できるよう点検を行っています。</p> <p>また、消耗品の交換時期を把握し期限切れにならないよう確認を行っています。</p>	特別支援教育課
	<p>総合教育センターに設置されているAEDにつきましては、平成23年1月に設置されており、本体耐用年数7年以内であることを確認済です。</p> <p>日頃からAEDの設置場所や、その周囲に荷物等を置かないよう職員に周知しております。</p> <p>また、バッテリー（装着後4年）、電極パッド（製造から30か月間）についても交換期限に従い定期的な管理交換を行っております。</p>	教学指導課
	<p><b>【県立長野図書館】</b> 平成18年に設置した本館のAEDについて、電極パッドを2年、バッテリーを4年ごとに交換しています。本体の更新については27年度に予定しています。今後も定期的な更新を実施するとともに日常点検を計画的に実施します。</p> <p><b>【県立歴史館】</b> 本館1階の目に付きやすい場所に1台設置し、パッドは2年、バッテリーは4年ごとに適切に更新しています。本体は耐用年数を踏まえ、平成28年度の更新を計画します。今後は、定期点検や消耗品交換などが充実しているリースなども検討し、複数台の設置も検討してまいります。</p> <p><b>【須坂青年の家】</b> 来所者の目に付きやすい玄関ホールに置き、看板も設置しています。</p> <p>専門業者に、年1回以上の定期点検、パッド、バッテリーの交換、耐用年数を超過する前の本体の交換を依頼しています。日々の点検においては、施設管理担当職員を中心に、全職員が耐用年数等の確認や、使いやすいように設置されているか等の確認を行っています。本体の点検も各更新時期に同時に実施し、耐用年数の確認、正常に作動するか等、専門業者に委託しています。</p> <p>使い方については、年1回消防署の指導の下、AED講習を全職員で受講しています。</p> <p>複数台の設置については、現在のところ考えていません。</p> <p><b>【松川青年の家】</b> 現在、屋内施設内に1台設置していますが、屋外（キャンプ場、グラウンド）での心停止状態では、施設内からの持ち出しに時間を要するため、複数台の設置を検討しています。</p> <p>日常的な点検については、月初めにバッテリー</p>	文化財・生涯学習課

		<p>の点検を行っています。また、電極パッドやバッテリーの交換時期を職員がひと目で分かるところに張り出し、日ごろから注意を払い交換時期に速やかに更新します。本体については、消耗品の交換時に専門業者に点検を依頼し問題なく作動することを確認済みですが、更新についても今後検討します。</p> <p>【望月少年自然の家】</p> <p>玄関脇の目立つ位置に設置し、所員が日々確認しています。本体及びバッテリーを5年ごとに交換し、定期的に専門業者による検査確認を行うなど、確実な更新が行われています。複数台配置については現在のところ考えていません。</p> <p>【阿南少年自然の家】</p> <p>館内に1台設置し、野外活動の際は、館内AEDを携帯するなどの対応を取っています。また、入所打ち合わせ時に団体代表者にAEDの使用を確認し、貸し出しも行っています。野外などへの設置は、管理上の問題もあり今後検討してまいります。</p> <p>バッテリーやパッドについては使用期限を確認し今後も定期的な更新を行い、本体については、耐用年数内に更新するよう努めます。</p>	
		<p>当課が所管している長野運動公園野球場、伊那運動公園野球場、県営上田野球場、白馬ジャンプ競技場の4つの県営施設に設置されているAEDについては、ご指摘のありました日々の点検及び耐用年数による機械や消耗品の交換が、指定管理者により適正に行われていることについて、毎年1回予算編成の時期に確認しております。</p>	スポーツ課
企業局		<p>企業局で管理しているAEDについて、耐用年数を経過しているものはありません。</p> <p>また、平成26年度には使用期限を迎えた電極パッドを更新するなど定期的な部品交換も実施しています。</p> <p>今後も部品の使用期限に留意するとともに、目視による動作確認点検を定期的に行うなど、AEDの適正な管理に努めてまいります。</p>	企業局
警察本部		<p>県警のAEDは、平成17年度から23年度にかけて28台配備されています。</p> <p>県警では、古いものから本体を更新する予定であり、バッテリー交換との兼ね合いを踏まえて、予算措置を行い、順次実施する計画です。</p> <p>電極パッド、バッテリー等の消耗品については、期限を確認してその都度交換をしています。</p> <p>昨年度は、配備されている機器のうち25台の電極パッドを交換しました。</p> <p>また、27年度は、バッテリーの使用期限が切れるものについて、警察本部で予算要求をしており、予算が措置され次第、該当機器のバッテリーを更新整備する予定です。</p> <p>さらに、本年1月、操作方法の習熟を図るため、健康管理により「AEDの使用方法について」を発出し、4月以降には、機器の点検及びAED取扱方法の職員に対する講習会の開催について、指示文書を発出し、AEDの適正な維持管理及び知識の普及を図る予定です。</p>	警察本部

教育委員会	<p>1 長野養護学校の教育環境の整備・充実</p> <p>知的障害特別支援学校では、高等部を中心とした生徒の増加に伴い、施設の過密化が進んでおり、教室の増設等が実施されています。</p> <p>特に、長野地区については、長野養護学校の過密化に加え、長野ろう学校の老朽校舎の改築などの喫緊の課題を抱えていたことから、平成21年5月、長野地区特別支援学校再編整備計画が策定され、長野養護学校でも校舎の耐震補強や朝陽校舎・三輪校舎の設置などが進められてきたところですが、第1期計画期間が終了した今も、依然として過密状態は改善しておらず、教育環境面への様々な影響や支障が見受けられます。</p> <p>このため、第1期計画に基づく取組の成果と課題について検証するとともに、第2期計画にあった旧第2通学区内校の設置など抜本的な対策についての検討を急ぐなど、各学校の教育的なニーズや地域の状況に応じた教育環境の整備・充実に、なお一層努めてください。</p>	<p>長野地区特別支援学校再編整備計画の第1期計画に基づき、長野盲学校への朝陽分教室、長野ろう学校への三輪校舎の設置を進めてきております。</p> <p>再編整備前の平成21年に222人であった本校の児童生徒数が、26年には177人になり、転用教室5教室を従前の用途に戻すなど、一定の成果が見られますが、依然として転用教室が残っており、職員室が設置できていない状況もあることから、第2期計画に基づき、旧第2通学区への高等部設置に係る関連経費が27年度当初予算案に計上されております。</p> <p>昨年度、長野養護学校の寄宿舎の女子舎室3室にエアコンを導入し、今年度、男子舎室に4台導入しております。また、西校舎の窓改修工事については、27年1月23日に契約を締結しており、今後も教育環境の整備充実に努めてまいります。</p> <p>なお、中信地区についても、松本養護学校の過大化の解消等、喫緊の課題に対応するため、長野県特別支援教育連携協議会（26年度5回実施）において、中信地区的特別支援学校のあり方について、方向性を示していただきましたので、今後、教育委員会において、具体案を検討してまいります。</p>	特別支援教育課
警察本部	<p>1 燃料調達に係る競争性の確保</p> <p>高速道路交通警察隊では、ガソリンの単価契約について、東北信地区と中南信地区に分けて、一般競争入札により実施しています。しかし、広範囲をカバーできる業者が限られることがあって、一者応札の状況が継続しており、5年間同一の業者から調達されていました。</p> <p>このことは、長野市松代地区に所在し、広域を管轄している交通機動隊、自動車警察隊、機動捜査隊についても、同様の傾向が見受けられました。</p> <p>いずれも一般競争入札、公募型見積合わせにより実施されており、正しい契約手続により行った結果ではありますが、特定の業者が何年間も継続して規模の大きい契約を独占していることは、好ましくないと考えます。何らかの競争性を持たせる工夫が必要です。例えば、各所属の入札日や入札会場を集約したり、地区割を細分化したりと、業者が参加しやすい入札方法を検討することが考えられます。各所属の意見を踏まえつつ、効率性や経済性を確保した競争が行われるよう見直しを検討してください。</p>	<p>警察本部では、松代地区所在の警察本部、出先機関が一堂に会し、燃料調達改善に関する会議を開催し、意見に対する現状の問題点及び改善策について検討を行いました。</p> <p>検討の結果、平成27年度当初契約から、代表所属による一括入札方式を取り入れ、当該出先機関の北信地区の契約を交通機動隊に一括委任し、スケールメリットを生かした入札を行うこととし、併せて業者の利便性に配慮した入札日及び入札会場の集約化を図ることとしました。</p> <p>さらに、当該出先機関の北信地区以外で警察署に拠点を置く出先機関の車両用燃料契約についても、警察署の契約に含めた一括入札方式を拠点警察署に投げ掛けていたところ、問題点が整理され、調整が整ったため、27年度当初契約の入札から県下6警察署において、一括入札方式を取り入れることに決定しました。</p>	警察本部

## 平成26年度定期監査報告

## 【監査の結果（重点監査）に添えて提出した意見に対する方針】

## テーマ1：補助金等交付事務の執行状況について

監査委員の意見	意見に対する方針	機関名
<p>1 補助事業の実施に当たっては、社会経済情勢に適応しているか、今後どの分野への重点的取組が必要となるなどを検討していく上で、事業の成果・効果等に基づく検証が重要です。</p> <p>「長野県行政・財政改革方針」の中で示されており、限られた財源の中で新たな施策に取り組むためには、既存事業を抜本的に見直す必要があります。このことは、補助金等交付事務においても例外ではありません。県が真に果たすべき役割や費用対効果を踏まえ、事業の必要性、有効性、終期設定の可否などの視点から、今後とも不断の見直しを行ってください。</p> <p>今回、「補助金等の交付事務」について、重点監査を実施したところ、交付要綱の整備や事務執行の適正化に向けて課題が見受けられました。</p> <p>以下に交付要綱の整備や事務執行の適正化に向けての着眼点を記載しましたので、点検・見直しを進めてください。</p>		
<p>(1) 交付要綱等規程の明確化について</p> <p>補助金に関する法令等としては、「地方自治法」「地方自治法施行令」「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」「財務規則」「補助金等交付規則」があり、「補助金等の交付規則の施行について（通達）（昭和34年3月30日付34監察第1号）」で個々の要綱で定める事項について明示しています。</p> <p>今回の監査では、対象経費の規定が実態とそぐわなくなっているもの、「別に定める」と規定されている事項について取扱いが不明確であったもの、経費区分の内訳、指令前着手、軽微変更や中間報告の規定が不十分なものなど幾つか事務上の問題点が確認されました。</p> <p>補助金交付事務の適正化を図るためにには、必要な事務手続等について積極的に要綱等に記載し、事務担当者のみならず補助事業者にとっても、分かりやすくする必要があります。改めて、部局単位で現行の要綱等を点検し見直しを行ってください。</p> <p>「第3 重点監査」の「テーマ1：補助金等交付事務の執行状況について」の「3 監査結果」の「(1) 補助金等の交付状況」のエからシまでに見直しの留意点を記載しています。また、見直しに必要な項目等を記載した参考資料1「補助金要綱等整備に係る確認表（例）」及び参考資料2「県単独補助金交付の一般的な事務手続き」を作成しましたので参考にしてください。</p>	<p>交付要綱等規程の明確化については、参考資料に示された「補助金要綱等整備に係る確認表」により、要綱等の内容を確認した結果、問題点はありませんでした。</p> <p>今後も適正な補助金等の執行を継続していくため、要綱等の内容確認等を隨時行い、必要に応じて見直しを図ってまいります。（消防課）</p> <p>交付要綱等規程の明確化については、参考として示された「補助金要綱等整備に係る確認表」により、要綱等のチェックを改めて行った結果、一部の要綱に見直しをすべき点があったため、修正いたしました。</p> <p>今後も適正な補助金等の執行を継続していくため、要綱等の内容が適切なものか、隨時、確認・見直しを行ってまいります。（総合政策課）</p> <p>所管する補助金につきまして、参考として示された「補助金要綱等整備に係る確認表」により要綱等のチェックを改めて行った結果、指令前着手の規定がなかったため、平成26年8月7日付けで要綱を改正し規定を設けました。</p> <p>今後も適正な補助金等の執行を行うよう、要綱等の内容の確認を隨時行ってまいります。（税務課）</p> <p>交付要綱等については、参考資料「補助金要綱等整備に係る確認表」により内容を確認したところ、問題はありませんでしたが、今後も適正な執行を確保するため、必要に応じて見直すこととします。（文化政策課）</p> <p>補助金の交付要綱については、監査委員から示された見直しの留意点に基づき部内で一斉点検を行った結果、対象事業者やその他収入金の取扱を明確化する、軽微変更、変更交付の条件、事前着手や概算払いの規定を追加する等、19件の補助金について要綱改正を行う予定です。</p> <p>（健康福祉政策課）</p>	<p>補助金所管部局</p>

環境部内で所管する補助金について、交付要綱等を点検したところ、記載内容に特段の問題点はありませんでした。

補助金に係る事業については、当初予算の編成等の段階で検討し、より実態に即した内容となるよう努めます。また要綱等の記載内容について今後も点検を行います。(環境政策課)

産業労働部所管の補助金の交付要綱について「補助金要綱等整備に係る確認表」に基づき点検を行いました。

点検結果を踏まえて、補助事業者にとって分かりやすくするため、補助事業1件について平成27年4月1日に要綱を改正する予定です。

(産業政策課)

「補助金要綱等整備に係る確認表」等に基づいて観光部が所管する補助金の交付要綱等を見直した結果、補助対象経費の内訳が明確でないなど改善すべき点があったため、2月中に改訂を行いました。(山岳高原観光課)

農政部所管の補助金・交付金の交付要綱等について、「補助金要綱等整備に係る確認表」に基づき点検を行った結果、一部の要綱に見直しをすべき点があったため、年度内を目途に修正を行います。(農業政策課)

補助金交付に必要な事務手続が分かりやすく記載されているか、各要綱等の点検を行いました。点検結果を踏まえて、必要に応じて要綱等を見直し、改正を行います。(森林政策課)

所管する補助金について、「補助金要綱等整備に係る確認表」を参考に確認を行いました。

その結果、見直しの必要があると判断したものはありませんでしたが、今後も適正な補助金等の執行を図るため、隨時確認を行ってまいります。(建設政策課)

警察本部では、意見のあった事項について、点検を行い、不足していた「経費区分の内訳」「指令前着手」について、「長野県警察補助金交付要綱」を平成26年12月12日付けで改正しました。

(警察本部)

(2) 事務執行の適正化について ア 進捗管理の徹底	<p>今回の監査では、交付申請から決定までに審査期間が3か月を超えるものなどが見受けられました。</p> <p>交付決定の遅れは、事業着手への影響や概算払が受けられなくなることなど、補助事業者に負担を強いる結果ともなります。</p> <p>また、額の確定事務の遅れは、補助金の支払時期の遅れにつながり、補助事業者の資金計画にも影響を与えるおそれがあります。これが、経済対策に係る補助金ならば、経済対策の効果にも影響するものです。</p> <p>補助事業者にとっても、補助金等の申請に係る交付決定や承認の見通しが立てられるることは、補助事業の計画的な遂行に必要であると考えます。</p> <p>ある県では、申請から交付決定までの処理期間を要綱等で規定しています。また、本県でも事務の遅延や漏れを防ぐため、予算執行管理表や審査チェック表を作成し、進捗状況を組織で管理している所属や補助事業者と定期的に進捗状況の確認を行っている所属があります。このような取組を参考に、問題点の改善に向け、補助事業者等の意見聴取を行うなど、実務面の工夫を考慮しながら要綱等の整備を含め、適切な時期に交付決定や承認等ができるよう進捗管理の方法を検討してください。</p>	<p>交付決定の遅れ等はなく、補助事業者に影響することはありませんでした。</p> <p>引き続き、予算執行やスケジュール管理を担当職員のみならず、複数の職員による管理のもとチェックし、事務執行の適正化について取り組んでまいります。(消防課)</p> <p>事務執行において、進行管理表の活用、複数職員による進行チェック及び事業者に対する順次の書類提出喚起など、適切な時期に交付決定や承認等ができるよう進捗管理の徹底に努めます。(総合政策課)</p> <p>税務課所管の補助事業においては交付決定の遅れ等はなく事務の遅滞、漏れはありませんでしたが、予算執行やスケジュール管理を複数の職員で行うなど進捗管理を組織として行うことを徹底して行い、一層の事務執行の適正化に努めてまいります。(税務課)</p> <p>当部所管の補助事業について、適正な執行の確保に係る自己点検を行いました。</p> <p>点検結果を踏まえ、平成27年度からは執行管理表を用いて、進捗管理を徹底します。(文化政策課)</p> <p>健康福祉部においては、平成22年度から補助事業に係る執行管理表を作成し、年4～5回進捗状況を担当課で確認し、健康福祉政策課において再度の確認を行っています。</p> <p>また、国庫の受入・返還や基金の取り崩し、年度末の補助事業の処理など予算執行上の注意喚起を年度末・年度当初に実施しているほか、年度当初に予算適正執行において配慮すべき事項等の周知を部内各課の担当者に対し行っています。</p> <p>これらの取組により、今後も事務の遅延や漏れを防ぐよう努めてまいります。(健康福祉政策課)</p> <p>環境部内の補助事業については、円滑な処理に努めており、県と補助事業者の間で、手続等に係る支障もなく、順調に実施しております。</p> <p>環境部内には、予算執行やスケジュール管理などの管理表を作成している課があるため、このような取組を参考に、より効率的に事業の進捗管理が出来るよう部内に周知しました。(環境政策課)</p> <p>当部所管の補助事業について、適切な時期に交付決定や承認等をするため、平成27年度から進捗管理表を作成して進捗管理に努めます。</p> <p>また補助事業者に対しては必要に応じて連絡を取り、進捗状況の共有に努めます。(産業政策課)</p> <p>過去の年度の進捗状況との比較や、相手方への依頼等の状況が確認できる進捗管理表を、各補助金について作成しました。</p> <p>平成27年度からは進捗管理表のスケジュール部分を事業者と共有するなどして、交付決定や確定の時期が遅れることがないよう、適正な補助金業務に努めてまいります。(山岳高原観光課)</p>	総務部 補助金所管部局
-------------------------------	--	--	----------------

	<p>農政部では、平成25年度から予算執行管理表を活用して進捗管理を行っています。今後も同表などを活用し、進捗管理を徹底します。 (農業政策課)</p> <p>補助事業ごとに「予算執行管理表」を作成して、事業係の係長と担当者で執行スケジュールの確認を行い、適切な時期に交付決定や承認ができるように、進捗管理を徹底します。</p> <p>平成26年度は12月末時点で完了していない事業について管理表を作成し、27年度からは全ての事業について作成してまいります。 (森林政策課)</p> <p>交付申請や決定は、現地機関を通じることがほとんどであることから、現地機関との連絡を密にし、双方でチェックをかけられるよう、共通のサーバーによる書類管理や四半期報告の義務付けなどを行います。</p> <p>既に一部は取り組んでいますが、平成27年度からは全面的に取り組むことで、進捗管理を図ってまいります。 (建設政策課)</p> <p>警察本部では、意見のあった内容について検証し、新たに補助金交付事務進捗管理表を作成し、次のとおり徹底することとしました。</p> <p>あらかじめ補助金交付事務進捗管理表に補助金交付事務の年間スケジュール表を表記し、事務処理の都度進捗状況を確認する。 (県警本部)</p>	
イ 補助事業者に対する周知	<p>今回の監査では、申請書の不備により交付決定が遅れたもの、実績報告書が所定の期間内に提出されていなかったものなど、補助事業者の理解不足に起因するものも少なからぬ所属で見受けられました。</p> <p>要綱等については、補助事業者が容易に理解できるよう知らせることが大切です。補助金の交付手続の遅れなど問題点が生じた所属においては、申請手続に係る問題点等を精査し、補助要件や提出書類等を要綱等で明確にした上で、年間スケジュール、補助金事務手続のフローや質疑応答など補助事業者が容易に理解できるものを作成し配布する、説明会を開催し周知する、また、要綱等をホームページに掲載するなど、事務手続の周知、徹底に努めてください。</p>	<p>当部所管の補助対象者は、限られた市町村、団体等であり、新たな補助対象者は存在しません。一部補助事業については、地方事務所が市町村に対して指導するなど、日頃から電話等で連絡を取り合い、提出の期限、記載事項等への指示を行っています。 (消防課)</p> <p>説明会等を通じ、事業者に対して事務処理の周知を行うなど、事務執行の適正化に引き続き取り組んでまいります。 (総合政策課)</p> <p>平成26年度より補助事業者が毎年行っている総会等の会合に出席し、その際補助事業制度、事務手続について説明を行うこととしました。</p> <p>今後は補助事業者が理解しやすいような事務手続フロー、説明を付した書類記載例といった資料を作成し配布します。</p> <p>27年度以降も毎年総会等の会合に出席し、申請にあたっての改善点の説明を行うとともに、補助事業者から申請にあたっての意見を聴取することなどを行い、隨時補助事業者に対する適正な事務手続の周知に努めてまいります。 (税務課)</p> <p>当部所管の補助事業で、補助対象者が広範囲のものについては説明会を開催しています。</p> <p>また、要綱等をホームページに掲載し、電話や対面による相談に丁寧に対応するなど、引き続き事務手続の周知に努めてまいります。 (文化政策課)</p>

補助金の交付決定においては、事前に内示を行う、要綱や提出書類等を電子データで提供する、個別に補助要件やスケジュールを説明するなど、補助事業者が利用しやすいよう執行上配慮しているところです。

例えば、補助金の交付決定の遅れなどは生じておりませんが、民間の団体が多く活用する自殺対策緊急強化事業補助金については、補助金事務手続のフローを作成し配布しているほか、新規に取り組む事業者にはスケジュール等を丁寧に説明しています。

今後新たに取り組むものについては、2月上旬から2月下旬にかけて部内で事務手続の改善案の検討を行い、補助金の申請、交付手続等を記載した様式集を事業者に送付する、施設整備の手引を作成するなどの事務手続の改善を行う予定です。  
(健康福祉政策課)

補助金の交付申請から実績報告等の諸手続については、担当課から補助事業者に通知しておりますが、事業者が混乱しないよう適切な説明に努めています。

環境部の補助金では市町村と連携を取るものもあるため、毎年開催している市町村等の担当者会議で、引き続き、諸手続等について周知徹底します。

また既にホームページの活用も行っておりますが、最新の情報をより分かりやすく提供できるよう努めてまいります。  
(環境政策課)

当部所管の補助事業について、要綱等をホームページに掲載し、電話や対面による相談に対応するなど、引き続き事務手続の周知に努めます。  
(産業政策課)

現在補助事業を行っている事業者に対し、改めて年間スケジュールや交付決定に必要な書類等についての確認を行いました。

平成27年度からは、事業者が広範囲にわたる補助金については説明会の開催や補助金要綱のホームページ掲載等、また事業者が限定される補助金については年間スケジュールの共有や担当者との定期的な連絡調整等、補助金ごとに最も効果的と考えられる手段により、事業者への事務手続の周知徹底を図ってまいります。  
(山岳高原観光課)

要綱、要領及び事務手続について、平成27年度から補助事業者等関係者への通知の見直しや、毎年開催している担当者会議等において分かりやすい説明に努めるなど、適正な事務手続を周知徹底します。  
(農業政策課)

補助事業者が理解しやすいような事務手続フロー等の既存の補助資料を活用して、補助事業者に対して個別対応を行うとともに、ホームページや情報誌への掲載などにより引き続き周知徹底を図ります。

なお、地方事務所で執行している事業については、担当者会議等を開催し、制度説明等を行うとともに、事業者に対しても事業内容や手続等を丁寧に説明するよう指導します。  
(森林政策課)

補助対象が広範囲にわたるものについては、現地機関にチラシを常備し、申請時に丁寧な説明ができるよう、現地機関に対し担当者会議等で周知するとともに、年度当初に補助事業者を対象とした説明会を開催する等、補助事業の周知を図ってまいります。  
(建設政策課)

	交付申請書、概算払請求書を受理した際に支払見込時期を補助事業者へ口頭周知し、その際、周知を欠かさぬよう補助金交付事務進捗管理表に日付を記載し、確認を行います。(警察本部)	
ウ 事前審査のあり方の検討 今回の監査では、失念等により事前審査を受けていなかったものを指導としていますが、これらを含め事前審査対象補助金のうち3割程度が事前審査未了となっています。 主な原因是、運営費等の補助金のように翌年度4月以降に年度末の実績報告を基に変更交付決定を行う場合など、決定日は年度末、回付日は翌年度4月となり事前審査をすることができないためですが、出納機関によっては、回付の時期は逸しているため事前審査としてではなく、書類内容の確認を行っている機関もありました。 事前審査を受けるべき案件で書類の回付が事後になってしまったものについても、事前審査の趣旨に鑑み、書類の審査は、内容の正確性、支払遅延の防止等適切な事務処理を行う上で必要であるため、統一した審査のあり方を検討してください。	事前審査のあり方について、以下のとおり統一的に取り扱うこととし、この内容を各出納機関及び予算執行者あてに通知しました。  事前審査を受けるべき案件で、何らかの理由により回付時期が遅れたものについては、内容の正確性、支払遅延の防止等適切な事務処理の実施を目的とした事後審査を行い、その際、本来の事前審査とは異なる処理をした旨を表示することとします。 なお、失念等明らかに予算執行機関に回付遅延の瑕疵が認められる場合は、必要に応じ、回付帳票類に任意様式の事前審査回付遅延理由書（所属長検印）の添付を求めることがあります。 (以上、平成27年3月1日から施行)	会計局

## テーマ2：建設副産物の有効利用の取組について

監査委員の意見	意見に対する方針	機関名
1 気候変動など県民生活に重大な影響を及ぼすとされる地球温暖化対策が喫緊の課題となっている現在、循環型社会の形成に向け、排出物の発生抑制、再使用及び再資源化の取組が各分野で進められています。 社会インフラに目を向けると、高度経済成長期に一斉に建設された施設の老朽化が始まっており、施設の長寿命化や計画的な改築・修繕が重要となっている一方、県内各地には整備を必要とする社会インフラが依然多く残されています。今後、建設工事により排出される建設副産物は増大していくことが考えられ、個々の現場においての減量化やリサイクルに関する取組の積み重ねが重要となっています。 今回、調査を行ったところ、多くの有益な取組事例が確認されるとともに、改善すべき事項も認められましたので、これらについて留意の上、取組の一層の推進に努めてください。 (対象：工事等監査対象全機関及びその主管課)	下水道工事で発生するアスファルト塊については、今後も適切に分別し、100%リサイクル処分を行うとともに、発生抑制に努めます。 流域下水道の終末処理場内の改築更新により排出される機器類については、今後も引き続き分別基準により分別を行い、適正な管理及び処分を実施してまいります。	生活排水課
(1) 木材類について 伐採木の引取り希望者への提供については、薪ストーブ利用者からの需要が多く見込めるところから、各発注機関で積極的に取り組まれています。化石燃料への依存度を減らすという方向性を分かりやすく実践できる本取組は、県民の環境意識の高揚にもつながる意義深いもので、今後も取組を重ねてください。 引渡しに際しての事務処理については、建設部においては「建設工事に伴い発生する伐採木の提供に関する特記仕様書について（通知）」（平成22年5月24日付け技術管理室長発）により、事務処理手順が明確化されています。これにより引取り希望者の募集方法や伐採木の保管方法、引渡し時の記録事項などが定められていますが、本通知文は、建設部以外	(1) 木材類について 発注者が伐採・処分を行う場合は、引取り希望者への提供を検討するとともに、取扱いについては、建設部通知「建設工事に伴い発生する伐採木の提供に関する特記仕様書」（平成22年5月24日付22建政技第73号）により運用するよう通知し、事務処理の明確化を図りました。 (平成27年1月14日付け事務連絡)  (2) アスファルト塊について 路上再生路盤工については、早期発注を図るなど、計画的な執行に努めます。  (3) 金属くずについて 金属くずについては、スクラップとして売却処理しており、今後も適正な処理に努めます。	農地整備課

の部局に対しては効力のない参考通知となっているため、これら部局においても手順の明確化を行ってください。

伐採木をチップ化して現地使用する取組については、破碎機の数や作業ヤードの確保など、一定の条件を満たす必要があり全ての現場での実施は困難ですが、設計時や工事発注時にはこの可能性について検討してください。また、チップの使用については、「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」

(平成20年長野県条例第16号) 第9条及び同条例施行規則(平成20年長野県規則第44号) 第6条で、チップの長さや使用範囲などの基準が定められていますので留意してください。

#### (2) アスファルト塊について

アスファルト塊の減量化においては、路上再生路盤工による発生抑制が有効であることから、引き続き取組を重ねてください。また、施工機械が特殊で台数が限られていることから、工事が集中しないよう、計画的な発注に努めてください。

#### (3) 金属くずについて

金属くずについては、多くの工事箇所で有効利用(売却)が図られています。これは、建築物の除却工事などをはじめとした建設工事において分別解体が進み、排出される金属くずに価値が生まれたものと考えられます。金属くずは、金属価格の相場や処分場までの運搬距離、コンクリートなど異物の付着の度合いなどにより廃棄物か有価物かが分かれますが、一部工事において、この判断が不十分なまま処理されている事例が確認されました。工事の設計・施工に当たっては、排出される金属くずの市場性を的確に判定し、相応の処理を行うよう努めてください。

流域下水道の終末処理場においては、場内の処理施設の改築更新により排出された機器類について細やかな分別基準を設け、広い敷地をいかしたストック体制の確保により、確実な収益に結びつけました。引き続き取組を重ねてください。

今回の調査では、建設副産物の有効利用の取組として様々な取組が収集される中、発生抑制の取組事例は路上再生路盤工のみという結果となりました。発生抑制については、循環型社会形成において再資源化や再使用より上位の取組でありながら、成果が実態として現れにくいため、担当者の意識が希薄になります。環境政策を支える3Rの一つであることを再度認識していただき、再資源化や再使用とともに発生抑制の取組が更に進んでいくことを期待します。

#### (1) 木材類について

建設工事に伴い発生する木材類の有効利用については、「建設工事に伴い発生する伐根等の処理に関する取扱い指針」(平成11年4月1日適用)により対応していましたが、監査委員の意見を踏まえより有効活用に努めるため、指針を一部改正しました。(平成27年1月16日発注機関へ通知)

#### (2) アスファルト塊について

該当する建設工事はありません。

#### (3) 金属くずについて

金属くずについては、有効利用(売却)しています。

#### (1) 木材類について

これまで各地で実施してきた伐採木の提供に関して、利用された県民の皆さんからもおおむね好評をいただいていることから、今後も取り組んでまいります。また、提供の対象とする伐採木は、製材の材料としては取引の対象にならないものであり、売却可能な伐採木は売却することで費用の縮減と資源の有効利用に努めてまいります。

チップ破碎機や作業ヤードの確保が可能で、伐採木のチップ化による現地利用が有効と思われる現場については、設計時や工事発注時に条例の基準に配慮した上で、実施を検討しております。引き続き同様に対応してまいります。

#### (2) アスファルト塊について

路上再生路盤工法は、建設副産物であるアスファルト塊の発生抑制に有効な工法であることから、舗装の長寿命化修繕計画の中で積極的に採用してまいります。

また、施工機械が特殊で台数が限られていることから、工事の発注にあたっては、工事が集中しないよう計画的な発注や適正な工期設定に努めてまいります。

#### (3) 金属くずについて

建設副産物のうち、スクラップ等、有償で売却できるものについては売却を行い、経費の節減を図っています。今後も、排出される金属くずの市場性を的確に判定し、適切な処理に努めてまいります。

解体工事にあたっては、引き続き分別解体の徹底を行ふとともに、有価物の的確な判断に努めてまいります。

建設副産物の発生抑制については、引き続き設計段階から発生抑制に配慮するなど取り組んでまいります。

今後も建設リサイクル推進指針に基づき、再資源化が可能なものについては引き続き再資源化に取り組むとともに、発生抑制についても心掛けてまいります。

森林政策課

建設政策課  
技術管理室

(1) 木材類について 企業局においては、伐採木が発生する工事はあまりありませんが、該当する案件が生じた場合は、建設副産物の有効利用に努めます。 引渡しに際しての事務処理については、2月に開催した工事事務担当者会議において手順を示し、手順に基づき適正に処理するよう関係機関の職員に周知しました。	企業局
(2) アスファルト塊について 企業局においては、アスファルト塊が発生する工事はほとんどありませんが、該当する案件が生じた場合は、路上再生路盤工事を検討するなど、建設副産物の有効利用に努めます。	
(3) 金属くずについて 2月に開催した工事事務担当者会議において、工事の設計・施工に当たっては、排出される金属くずの市場性を的確に判定し、相応の処理を行うよう徹底するとともに、工事施工中に発生する金属くずの処理方法については、工事変更契約時において、廃棄物か有価物かの判断を「工事設計書審査チェックリスト」により行い、複数者による確認審査を徹底するよう関係機関の職員に周知し、工事費積算における事務処理の適正化を図りました。	

監査委員事務局

**公告**

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2項の規定により、次のとおり公示により通知します。

平成27年3月26日

長野県収用委員会

## 1 通知を受けるべき者

佐久市伴野字北裏900番3及び900番4の土地登記簿表題部所有者 亡丸山宇藏の法定相続人

住所不明

## 2 通知事項

高速自動車国道中部横断自動車道新設工事（長野県佐久市湯原字和田地内から同市伴野字堰下地内まで）及びこれに伴う市道付替工事に係る土地収用事件（平成26年度長野県収（裁）第1号事件及び平成26年度長野県収（明）第1号事件）の意見書提出命令の通知を長野県企画振興部地域振興課土地対策係に保管し、いつでもこれを交付しますので、出頭の上、受領してください。

受領しないときは、平成27年4月15日の終了をもって通知があつたものとみなされます。

地域振興課

**長野県訓令第2号**

本庁内部部局  
現地機関  
副知事の担任事務に関する規程を次のように定めます。

平成27年3月26日

長野県知事 阿部 守一

副知事の担任事務に関する規程

(担任事務)

第1条 副知事の担任事務は、次のとおりとする。

## (1) 副知事太田寛の担任事務

ア 部局間の連携並びに地方創生及び次に掲げる重点政策に関すること。

(7) 防災・減災対策

(1) 人材の定着

(2) 産業経済の振興

(3) 行政・財政改革の推進

イ 佐久地域、下伊那地域、木曽地域、松本地域及び北信地域に関すること。

ウ 危機管理部、企画振興部、総務部、産業労働部、観光部、建設部及び会計局の事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）第2条第1項に規定する事務処理に関すること。